

平成21年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

平成21年12月14日（月曜日）

議事日程第2号

平成21年12月14日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（30人）

1番 大野 忠夫	2番 佐藤 文子	3番 後藤 健
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 茂木 隆	8番 小山 緑郎	9番 小松 栄治
10番 富岡 喜芳	11番 佐藤 清吉	12番 石塚 柏
13番 金谷 道男	14番 武田 隆	15番 渡邊 秀俊
16番 高橋 敏英	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 大山 利吉	20番 北村 稔	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 橋本 五郎	24番 藤田 君雄
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 千葉 健
28番 鎌田 正	29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
教育長 三浦 憲一	代表監査委員 福原 堅悦
総務部長 老松 博行	企画部長 小松 辰巳
市民生活部長 元吉 峯夫	健康福祉部長 武藤 芳和
農林商工部長 藤原 薫	建設部長 中嶋 喜代博
病院事務長 伊藤 和保	水道局長 藤田 良雄

教 育 次 長 高 橋 修 司 教 育 次 長 藤 原 保 子
総 務 課 長 進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

局 長 田 口 誠 一 参 事 高 橋 薫
主 幹 伊 藤 雅 裕 主 査 菅 原 直 久
主 事 中 川 智 晴

午前10時00分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 おはようございます。

公明党の杉沢千恵子でございます。9月の市議会議員一般選挙におきまして当選をさせていただき、おかげさまで大仙市議会議員として在任特例も含め3期目のスタートをすることができました。議会人として市民の負託に応えるべく、一生懸命頑張りますので、当局並びに同僚議員の皆様には、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、市当局の積極的なご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、仙北組合総合病院の移転新築についてお伺いいたします。

この件につきましては、去る12月4日の議員全員協議会で詳細にわたるご説明をいただきましたので、本日は内容について踏み込んだ質問は控えさせていただきますが、簡単に2点だけ発言させていただきます。

仙北組合総合病院の移転新築につきましては、今後、名称はともかく関係者からなる建設協議会的な組織が立ち上がり検討されていくものと思いますが、この協議会におけ

る議論については、是非市民の見える場でオープンなものにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

また、多額な経費を要する病院建築に対し、市民からは是非協力したいという声もあります。我が地域の中核病院としての意識を持っていただくためにも、仮称市民債を発行し、積極的な市民参加を促してはいかがかと思いますが、ご所見を伺いたいと存じます。

次に、深刻化する介護の現場について何点か質問をさせていただきたいと存じます。

私たち公明党は3,000人を超える地方議員が動き、本年11月から12月にかけて介護問題総点検運動を行っております。これは深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検し、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など新たな介護ビジョンを組み立てる、そうしていこうというものであります。

最近、このような私たちの動きに呼応するかのようには高齢社会の深刻な実態を浮き彫りにするような2つのデータが発表されております。一つは、厚生労働省が11月20日発表した65歳以上の高齢者に対する虐待の実態調査の結果であります。2008年度に家庭内や介護施設などで確認された虐待の数は、全国で1万4,959件で前年度より1,624件増で、このうち殺害されるなど24人が死亡するという痛ましい結果が発表されております。また、家庭内虐待のうち、被害にあったお年寄りの45.1%が介護が必要な認知症で、加害者が約4割が息子だったということでもあります。この調査は高齢者虐待防止法に基づくもので、今年3回目、厚生労働省は認知症を患った高齢者の行動や言動へのいらだちや介護疲れなども背景にあるのではないかとの見方を示しております。

もう一つは、東京新聞が11月20日付で発表しておりますが、介護保険制度が始まった2000年から昨年10月までの10年間において、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人や心中などにより被介護者が死に至る事件が少なくとも400件にのぼるというものであります。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどで、加害者となった介護者のうち4割は執行猶予判決を受けているとのことでありました。行政や周囲の支援を受けられずに孤立し、親や配偶者と一緒に死を選ぼうとした被疑者の姿に同情する検察官もあると言います。

前者は65歳以上の高齢者への親族による虐待の相談や通報を受け、事実確認した事例の集計であり、後者は警察から発表された情報のデータベースからのものであります

ので、いわば氷山の一角であると思います。そして、これらの実態には超高齢化、家族の崩壊、貧困、制度の不備など様々な問題が絡み合う介護社会の重い現実を浮き彫りにしていることだけは間違いないと認めざるを得ないのではないのでしょうか。介護保険は、だからこそ必要な制度であり、私たちが改革し、育てていくことが肝要なのだと思います。そこで、介護現場の現状と課題についてお伺いをいたします。

1、家族が介護することを前提に介護保険は制度設計されております。したがって、独居老人や老夫婦世帯、認知症の介護が支えられていないというエアポケットがあります。そのためには、地域の介護力の開発が不可欠だと思いますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

2、増え続ける男性の家族介護者、あるいは虐待加害者の4割が息子という現実から、男性ならではの悩みの傾向など深刻な問題が浮き彫りになってきます。また、介護をめぐる事件では、加害者のうち定職を持たない男性介護者が6割を占めるなど、介護を機に離職して収入を失い、経済的に追い詰められる介護者の姿も浮かび上がっております。今の介護保険制度では、家族介護が評価されておらず、家族介護者の生活支援が重要と思われませんが、そのことに対する認識と対応についてお伺いいたします。

3、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、365日24時間体制で様々な介護サービスを提供するのが小規模多機能型居宅介護です。本年9月末時点で全国に2,192カ所あります。団塊の世代が75歳を迎える2025年には3万カ所の整備が必要とされております。本市の小規模多機能型居宅介護の現状と課題、設置目標についてお伺いいたします。

4、家庭内虐待のうち45%が介護が必要な認知症であります。認知症を患ったお年寄りを地域全体でサポートする見守り支援体制の強化も喫緊の課題であると思います。本市の現状と対策についてお伺いいたします。

5、介護現場の総点検運動で私自身が最も思うことは、要支援となった方の介護保険への不満が沈殿していることであります。また、高齢者を自社の多様なサービスに振り分ける利益主義の事業者も全国に散見されることも気になります。これらへの対応について、どう考えておられるのかお伺いいたします。

以上5点についてのご答弁をお願いいたします。

次に、薬物汚染から若者を守ることにについて質問させていただきます。

昨今、有名芸能人の大麻や覚醒剤の所持、使用事件が相次ぐなど、薬物汚染が我が国

の社会全般に深刻な影響を落としております。警察庁の調べによりますと、今年上半期に大麻の所持や栽培などで検挙された件数は、昨年同期と比較すると13.4%増の1,907件、検挙人も21.3%増の1,446人を数えます。いずれも上半期の統計が残る1990年以降において最多であるとのこと。

また、大麻以外でも覚醒剤の摘発件数は昨年同期比で1割ほど減ったものの、押収量については6.4倍の263kgに急増しており、MDMAなど合成麻薬の押収や検挙も依然として増加傾向にあると言われております。

そして、特に憂慮されるのは中高生や大学生など10代、20代の若者の間で汚染が急増していることだと思います。上半期に大麻絡みの事件で摘発された1,446人のうち、実に85%が初犯で63%が20代以下という数字がその実態を裏付けております。低年齢化が進み、薬物が我が国の青少年たちの未来をむしばみつつあることを私たちは深刻に受け止めなければならないと思います。

薬物が若い層に広がっている背景の一つとして、専門家らは一様にインターネットの普及を指摘しています。大麻の種子販売や栽培方法、脱法ドラッグの入手ルートなどの情報がネット上に氾濫し、若者たちはほとんど罪の意識がないまま興味本位で安易に手を出しているというのです。このような状況を打破するために何にもまして必要なのは、「薬物許さず」、「だめ、絶対」との強い意志を社会全体で持ち合い、撲滅への気運を高めることだと思います。若者が一時的な好奇心で薬物に手を染める風潮そのものを変えない限り、薬物の根絶は実現し得ないと考えます。家庭や地域、そして学校など足元の大人社会の責任と役割を自覚し、警察や市民団体、教育機関などと協力して薬物汚染から若者を守るために何点かお聞きいたします。

1つ、本市における薬物乱用の実態と現状に対する認識、その防止策についてお伺いいたします。

例年年齢化する薬物乱用の実態を見るにつけ、その対策には教育によるところが大きいと思います。教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

警察や市民団体、教育機関などと連携しての社会全体での取り組み体制が必要と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

4つ目に、覚醒剤事犯では、その逮捕者のうち半数以上が再犯という現状ですが、社会復帰を支援する体制も急務であると思います。近くには秋田ダルクが協和のところにあります。その対応についてお伺いいたします。

以上の4点についてご答弁をお願いいたします。

次に、自殺予防についてお伺いをさせていただきます。

これまで自殺は個人の問題であり、自己責任の自由な意思や選択の結果であると考えられてきました。しかしながら、2006年に自殺対策基本法が施行され、この中で自殺対策を社会的な取り組みとして行うことが明記されております。昨今、いじめや過重労働、病苦、生活苦、多重債務など今日の社会現象を映し出す様々な問題を複合的に抱えた人々が、問題解決への糸口を見出せないまま、うつ病などの精神疾患に陥り自殺へと追い詰められていくという悲しい過程は大きな社会問題として、日本のみならず世界共通の認識となってきました。

特に、ここ14年間、全国自殺率ワースト1の秋田県はといいますと、去る10月14日付の魁新聞によりますと、県・市町村政策会議で緊急に自殺対策を首長が率先して行って欲しい旨を要請し、県を挙げて自殺予防対策会議を設置することを明らかにしております。続く10月27日付の同紙では、秋田県警生活安全企画課による9月末現在の県内の自殺者は328人で、前年同期より14人増えており、このままでは3年ぶりに増加に転ずると報じております。11月末の魁にもこの増えた数が三百七十何かと載っておりましたので、増え続けているのが現状です。

年代別に見ますと、30代が昨年同期と比べ18人増の41人となり、最多は50代が73人、60代が54人、70代が51人、40代が46人とのことでした。

県では厳しい経済や雇用情勢のもと、今後も増加する恐れがあることから、10月26日に同対策会議の初会合を開催し、雇用問題、あるいは多重債務問題への対応やうつ病対策、市町村との連携など、多岐にわたる自殺予防に関する横の連携を強めることとしたとありました。私は一昨年、東京で開催されました全国市議会議員の希望者を対象とした研修会に参加し、国家自殺予防戦略のキーパーソンの一人、秋田大学公衆衛生学博士本橋教授の講義を受けました。講義を受けた議員の中から「自殺は個人の問題であり、自由ではないのか。」との質問がありましたが、本橋教授は「2004年9月、WHO世界保健機構は自殺は予防可能な公衆衛生上の問題であると宣言した。この宣言は画期的なことであり、自殺予防に国や自治体というパブリックが関わる意義にお墨付きを与えた。」と明快に答えられておりました。

政府は2007年6月、推進すべき自殺対策の指針である自殺総合対策大綱を策定しました。この大綱は、社会的な取り組みにより自殺は防ぐことができるということを明

確に打ち出すとともに、うつ病対策とあわせ働き方を見直したり、何でも再チャレンジできる社会を作り上げていくなど社会的要因も踏まえ総合的に取り組むこととしております。また、先程申し上げた自殺対策基本法の中には、国、地方公共団体をはじめ医療機関、事業主、学校、民間団体などの密接な連携を図りつつ自殺対策を推進すると明記されており、今後本格的な動きが出てくるものと期待しております。

そこでお伺いさせていただきますが、本市は自殺対策については横連携の会議の開催や予算措置を講じておりますが、今後、現在の底冷えする社会景気の影響が市民に波及した場合の自殺者を出さないための施策を何か考えておられるのかお伺いいたします。

2つ目に、現状を考えると、職場や家庭の人間関係を相談できる駆け込み寺的なものが求められているのではないかと思います。実際に複雑な問題を抱えて相談に来る方に対し、行政の窓口が駆け込み寺的な役割を担い得るものかお考えをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目に、秋田県には活発に活動する民間団体、NPO法人、ボランティアグループがあります。県内のみならず全国ネットワークで専門医や司法書士会、弁護士会等と連携し、各地での講演会や相談会、研修会の開催などを通じ、数々の実績を積み、全国に大きな影響を与えておりますが、そのことに対して当局はどのような認識をお持ちのものかお伺いいたします。

4つ目に、国の自殺総合対策大綱では、平成28年度までに自殺率20%以上減少させることを目標としておりますが、本市の推進目標はどうでしょうか、お伺いいたします。

質問の最後に、子供たちに対する支援について2点ほどお伺いをさせていただきます。

1点目は、不登校児童についてであります。

最近の社会的な問題の一つに大人の引きこもりがあります。私に対して寄せられる相談の中にも40代、50代の男性の引きこもりに関するものがあります。小中学校からの不登校をそのまま引きずって今日に至る例や、若い20代前後に会社を辞めて引きこもった状態となり、その状態が続いている例など様々です。そうして引きこもった状態に陥ったまま40代、50代になってしまった彼等は、母親の少ない年金で暮らしており、その母親は我が子が心配で死ぬに死ねないと思っていますし、こうなってしまったのは自分の育て方が悪いのだと自責の念にかられていると言います。どうしてもっと早く対応ができなかったのか、素朴な疑問がわき上がってきます。

私は、フリースクール東京シューレの理事長の奥地圭子さんに相談しましたが、そこで一人の高校生を紹介されました。そして小中学校とも不登校で、親子も悩み、紆余曲折の末、東京シューレにたどり着いたこの高校生の体験を聞かせていただく機会を得ました。フリースクールに来て3カ月が経った頃、スタッフが声をかけました。3カ月間ものも喋らない子供でした。「君の今したいことは？」この問いかけに、彼は「オーロラを見たい。」と答えました。そこからオーロラを見るために、場所や時期など一つ一つ手探りでスタッフが彼と勉強を共にし、彼のリズムを作っていたそうです。実現のためにはお金が必要ということがわかり、働く意欲も出てきて、今、バイトをしながら高校に通っているという内容の体験でした。高校生になり、目標に向かい、勉強と夢の実現に周囲がサポートしている、夢を語る中で仲間ができ、オーロラ見学ツアーを企画しているとのことでした。夢の実現にはあと少しかかりそうですが、生き生きとしたとてもさわやかな印象を受けました。

この例でわかるように、一人の子供の本音を引き出し、そして自己実現ができるような環境をつくってあげるのが周囲にいる大人の責任だと思います。そして私たちが今できることは、不適應の子供たちの心の中を理解し、そこに行けばやりたいことが見えてきてやらせてもらえる、挑戦できる、いつでもサポートしてくれるスタッフがいるという居場所づくりではないかと思うのです。

私は、長信田の森クリニックに視察に行き、通教生の活動に参加させていただき、精神保健福祉士の水野先生からのお話を伺ってまいりました。その中で私は、不登校、引きこもりになる子供たちの背景は様々だけれども、子供たちの周りにはいる大人たちの理解によって、その子らしさを伸ばしてやることができること、また、それは大人の学習の機会が大事だということに気付かされました。

学校でも不登校に対してはスタッフをそろえ頑張っておられることはよく理解しております。また、身近には義務教育の小中学生の不適應指導教室があり、少ないスタッフと狭い空間で本当に努力しておられることも承知しております。しかし、卒業後の青少年が自宅にこもってしまい、年齢を重ねてしまっているのが現状です。

私は、地域でもっと子供たちを理解し、悩んでいる家族や両親をサポートする動きを起こしたいと考えております。不適應を起こした子供たちのそれぞれの特性に合わせサポートしてくれる充実したスタッフとその活動の場が必要と考えますが、市長のご所見をお伺いしたいと存じます。

質問の2点目は、食物アレルギーについてです。

アレルギー疾患は適切な治療を受けることで健常者と変わらない生活を送ることができる反面、科学的根拠に基づく医療に沿った治療ガイドラインの普及が遅れているために適切な治療が受けられない患者や患児も多く、著しい生活の質の低下を招いております。子供たちが多くの時間を過ごす学校でも必要な支援を欠いて治療の効果を十分に発揮できないのははじめ、食物アレルギー児の給食、アナフィラキシーへの対応などを中心に、患児やその保護者は大変な困難を抱えております。対応策としては、自治体のトップの意識で違いがありますが、地域の先生方と医師の勉強会を実施している自治体、校長会で研修を行っている自治体、ホームページでの紹介のほか食物アレルギーの手引書を定期的に更新している自治体などがあります。

そこでお伺いいたします。本市における食物アレルギー給食対応の人数はどれぐらいでしょうか。また、アレルギー疾患に対する学校の取り組みガイドラインが全国の小中学校に配付されておりますが、どのように教師や保護者に活用されているのかお伺いいたします。

2つ目は、エピペンの使用は自己管理となっておりますが、横須賀市では自治体として先生方が研修を行い、エピペンの使用について練習をし、学校対応によるエピペンの使用をスタートさせておりますが、本市の対応についてお伺いいたします。

また、アレルギー専門の医師が不足しておりますが、これをどう補っていかれるのかについてもお伺いいたします。

以上で通告による壇上での質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（児玉裕一君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、仙北組合総合病院の移転改築についてであります。

はじめに、地域医療再生計画についてご説明いたします。

本計画は、秋田県が大仙・仙北圏域内の病院や医師会、地元自治体等の意見を聞きながら現状と課題を把握するとともに、その解決策について検討し、病院と病院の連携、いわゆる「病病連携」や病院と診療所の連携「病診連携」を図ることを目的に策定しております。その概要は、二次医療圏の地域中核病院である仙北組合総合病院は、病院改築による機能強化により、脳卒中やがんなどに対応した質の高い高度・専門医療を提供

できる医療機関とすること。圏域の医療機関の役割分担を明確にし、病床転換による機能分化や連携により、急性期から回復期、そして在宅まで切れ目のない医療を提供する地域完結型医療の実現を目指すこととしており、新病院は再生計画で目指す機能に沿った建設が行われるものと思っております。

病院改築に関する議論をオープンにして欲しいとの議員の質問ですが、病院本体の建設につきましては秋田県厚生連の事業としての実施を予定しており、病院建設に関する協議の場をどのように設定するかは秋田県厚生連が主体となり進めることとなると考えております。

市では、病院の敷地を確保するため、市街地再開発事業の活用を予定しており、病院の建設も事業の一環として行われることから、病院建設に関する協議の場に参加させていただきたいと考えており、協議内容については適宜議会に報告してまいりたいと存じます。

なお、これらの件につきましては、先日、東北整備局経済産業局に協議に行っております。

仙北組合総合病院の改築は、当圏域の住民の関心の高い事業であることから、新病院の構想が固まり次第、住民の皆様に構想を説明していただくよう、秋田県厚生連や仙北組合総合病院に要請してまいりたいと存じます。

次に、病院建築に関する市民債の発行についてであります。本市では平成18年12月に県内の市町村に先駆けて、現在の学校給食総合センター建設資金の一部に、住民参加型市場公募債「だいせん夢未来債」を発行しております。

発行に当たっては、大仙市内に居住または市内企業に勤務される個人並びに市内の法人を対象に募集をいたしました。募集金額を大きく上回る応募をいただき、抽選によって当選者を決定するなど、市民の関心は非常に高いものでありました。その後、市場公募債の目的に合致するような事業がなかったことから発行はしておりませんが、市民生活に特に関わり合いの深い事業については積極的に活用すべきとの考えでございました。

仙北組合総合病院の改築に対する支援については、市民の理解と積極的な市民参加を促す観点から非常にふさわしい事業であり、市民債による資金調達を以前から考えておりましたので、発行の際には議員各位のご協力をお願い申し上げます。

また、ふるさとを離れて活躍されている方々からは、出身地の事業に対して是非応援

したいというお話もいただいておりますので、購入対象者を大仙市出身で首都圏在住の方々まで拡大し、広く資金をお願いすることも考えておりますので、次の発行まで検討してまいります。

次に、質問の第2点は、介護現場の諸問題についてであります。

はじめに、地域の介護力の開発への取り組みにつきましては、平成21年3月に策定した大仙市地域福祉計画及び大仙市高齢者プランにおいて、地域ぐるみで高齢者を見守り支援していくためのネットワークづくりを掲げており、これを実現する手段として地域ケア体制を整備することとしております。

これは地域包括支援センターや市社会福祉協議会、医療機関、サービス事業所、民生委員、町内会等の機能の連携により、総合的な地域の要援護者を支え合おうとするもので、地域における介護力の向上につながるものと考えております。

また、今年度から地域福祉の担い手となる人材育成を目的として、訪問活動を主に行う生活・介護支援サポーターの養成を行っており、ネットワークを構成する一員として期待しております。

次に、介護者の生活支援につきましては、平成20年度、当市における養護者による虐待事例は11件であり、うち、虐待加害者が夫または息子が半数以上の8件となっており、介護や認知症に対する理解不足や複雑な家族関係に加え、経済面も微妙に影響しているなど多くの事情が絡み合っていることが原因となっております。

議員ご指摘の家族介護の評価については、現在の介護保険制度は、とりわけ女性の介護からの解放、介護の社会化等を趣旨とし、居宅介護の給付をすべて外部の事業者の現物給付としており、家族介護については無償としております。

しかし、家族等の介護も保険給付の対象として介護手当を給付するとともに、家族が負担増とならないよう現物給付との組み合わせも可能な制度の構築を求める声も拡大しつつあると伺っております。

外部事業者による現物給付より介護手当の選択肢が多ければ、結果的に介護財源の抑制や家族介護者の経済的な負担にも対応できることも想定されますので、こうした家族介護の評価の見直しは早晚必要になってくるのではないかと考えております。

次に、小規模多機能型居宅介護施設についてであります。小規模多機能型居宅介護施設は通所を中心に訪問介護と短期間の泊まりなどを組み合わせた新しいサービスで、大仙市内には4カ所、広域圏全体で6カ所あり、また現在、大仙市内に1カ所建設中で

あります。

高齢者人口比に対する整備率は全国平均の約2倍と高い数字となっており、また、保険者である広域組合の第4期介護保険事業計画における平成23年度までの設置目標は、圏域全体で10カ所となっております。

グループホームのような多数の開設には至っておりませんが、複数のサービスによる総合的なケアが可能であり、有為な施設と認識しておりますので、より多くの設置を期待しており、機会をとらえて設置の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症のお年寄りを地域全体でサポートする体制については、虐待を受けた方のうち4名が要介護認定を受けており、うち2名は認知症と認められる事例でありましたが、認知症に対する介護者家族や地域の人たちの正しい理解があれば、ある程度虐待を予防することも可能と思われれます。そのための取り組みとして、平成20年度から認知症サポーター養成講座を開講しております。これは認知症を正しく理解し、偏見を持たずに認知症の方や家族を温かく見守ることができる人を増やすことが虐待の予防につながり、ひいては地域の介護力の拡充につながるとの観点からのもので、市では23年度までの4年間で3,100名の認知症サポーターの養成を目指しており、本年11月末で1,294人が受講済みで、県内では講座回数及び養成サポーター数とも最も多い状況となっております。

国の認知症対策事業は始まったばかりで、まだ確立されたものは示されておませんが、認知症は早期発見、早期治療により治せるものや進行を遅らせることが可能なものもあると伺っております。このようなことから、市では今年度、大曲仙北医師会と連携しながら地域での認知症予防教室などで簡易に認知症がチェックでき、心配な方は医療機関へ気軽に相談または受診できる仕組みの構築に向けて準備を進めており、来年度においてモデル地区を設定して、認知症の早期発見、早期治療に資する事業を実施いたします。

実施に当たっては、現在、市立大曲病院で認知症対策に活用しているタッチパネル式の同型の機器を導入するなどして事業を進める予定であります。

次に、要介護認定については、平成21年4月から要介護認定の見直しにより、実際より要介護認定審査時に軽度に判定されるのではないかとの不安が生じているとの指摘を受けて、国では本人や家族の希望があれば更新前の要介護度にするすることができる経過措置を設けるとともに、この10月以降は、より対象者の意向に沿った形で調査項目を

変更し、判定が行われているところでもあります。

また、事業者に対する対応としては、ケアプランの点検やケアマネージャーを対象とした研修会などを通じ、介護保険事務所において介護事業の適正化を指導しております。

また、平成20年度から24年度までの5年間に営利法人の事業者すべてに対して監査を実施することが保険者に義務付けられたことから、介護保険事務所では年次計画で監査を実施しており、適正な事業実施の指導に努めているところでもあります。

質問の第3点は、薬物汚染から若者を守ることについてであります。

はじめに、本市における薬物乱用の実態と現状に対する認識及び薬物乱用防止策につきましては、秋田県警察における薬物事犯検挙状況は平成18年から減少してまいりましたが、本年10月末現在の検挙者が46人で昨年の22人を上回っております。大仙警察署においても昨年は検挙者ゼロでありましたが、10月末現在の検挙者は4人となっておりますが、若者の使用は報告されておられません。

なお、薬物事犯は窃盗などの刑法犯ではないため、検挙者数によって薬物汚染の状況は把握できないとのことであります。

次に、薬物乱用防止対策につきましては、大仙保健所の所管となっていることから、本市におきましては大仙保健所・大仙警察署と連携して、青少年健全育成団体等が若者の薬物乱用防止キャンペーン等の活動を行っております。

4月は大曲中学校における薬物乱用防止キャンペーン、6月はイオンショッピングセンター前における薬物乱用「ダメ、絶対」普及運動キャンペーン、7月はJR大曲駅において青少年の非行問題に取り組む全国強調月間にあわせ、高校生、教職員、大仙警察署、市職員等が列車通学生徒に薬物乱用防止チラシ等を配布して声かけを行っております。さらに、11月には全国青少年健全育成強調月間にあわせ、列車通学生徒に薬物乱用防止キャンペーンを行い、薬物乱用被害防止を呼びかけております。

次に、教育委員会の取り組みについてもあわせて報告いたします。

平成19年・20年の2カ年にわたる大仙警察署管内における20歳未満の少年の検挙状況を見ますと、シンナー、大麻、MDMA、覚醒剤等の薬物事犯の検挙者はゼロとなっております。

薬物乱用防止に関する学習内容については、小中学校の教育課程に位置付けられており、各学校において最近の青少年の薬物乱用の実情を踏まえ、保健学習や保健指導などの時間に学校薬剤師を招いて薬物乱用が引き起こす依存症や健康被害について指導して

おります。

県薬物乱用対策本部が主催する薬物乱用防止教室については、平成20年度・21年度の2カ年で7中学校が活用しており、警察署員などの専門家から薬物乱用の実態やそれによる心身及び社会への影響について、具体的な指導をいただいております。教室を実施した後の生徒の感想からは、覚醒剤は人間の将来を壊す危険なものだという認識を深めたことや、断る勇氣、強い意思を持つとうという気概が感じられました。

また、財団法人麻薬・覚醒剤乱用防止センターの主催の薬物乱用防止教室キャラバンカー巡回訪問も市内2小学校・3中学校で実施しており、低年齢化する薬物使用被害に関する正しい知識習得の機会として有効活用が図られている事業であります。

今後も本市の小中学校における薬物乱用防止に向けた取り組みの一層の推進を図ってまいります。

次に、社会全体での取り組み体制につきましては、薬物の乱用は健康に重大な影響を及ぼすばかりでなく、妄想や幻覚により、殺人、放火等の重大犯罪を引き起こす大きな要因となることから、警察では麻薬取締法等に基づき、供給する側の根絶と薬物汚染者を取り締まっております。

また、民間においては、薬物を乱用した者を社会復帰させる施設等があります。

さらに、学校教育の場、街頭キャンペーンなどにより薬物の弊害の恐ろしさを十分に知らせる活動など、薬物を供給する側の根絶、使用する側の根絶、さらに社会復帰する仕組みが組み合わさって最も効果が上がるものと考えており、こうした角度から関係機関、団体がより一層連携を密にして、各種キャンペーン等を通じて薬物乱用の危険性とその使用の根絶を訴えてまいりたいと考えております。

次に、社会復帰を支援する体制整備につきましては、薬物依存症リハビリ施設として、大仙市協和地区に民間施設が開設されておりますが、薬物依存者同士が病気を分かち合いながら回復、成長し、薬を使わないで生きることを毎日実践しております。

市といたしましては、県及び関係機関のご指導、ご協力をいただきながら、こうした取り組みが円滑に行われるよう意を払ってまいりたいと存じます。

また、犯罪者の社会復帰を支援する団体としては、保護司会の活動があります。保護司会の会員は、保護観察所と連携を取りながら地域で立ち直りを支えていく活動をしており、このたび就労場所の提供や犯罪予防活動の充実を目的として、事業協力雇用主会を立ち上げる計画と伺っております。

市といたしましては、こうした情報の提供に努めるとともに、中学生、高校生などの青少年の間で薬物乱用に対する警戒心や抵抗感が薄れていることから、今後も機会あるごとに関係機関と連携して若者の薬物等に関する環境浄化に努めてまいりたいと存じます。

質問の第4点、自殺予防対策に関する質問につきましては健康福祉部長から、質問の第5点、不登校児及び食物アレルギーに関する質問につきましては教育次長から、それぞれ答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、武藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（武藤芳和君） ご質問の第4点は、自殺予防対策についてであります。

はじめに、市の自殺者数の現状ですが、3年間の平均で見ますと平成12年から平成14年で41名、平成15年から平成17年までで40名、平成18年から平成20年で37名となっており、僅かずつでありますけれども減少しております。

しかしながら、毎年約30名以上の方が自殺していることから、市が抱える大きな課題の一つであると認識しております。市では、健康大仙21計画に「自殺の減少」を掲げ、自殺予防対策を積極的に推進するため、啓発活動や相談窓口の充実に努め、特に平成19年度より県の自殺予防モデル市町村としての指定を受け、主に啓発を目的とした広報活動や各種研修会等を実施しております。

また、平成20年度には、医療機関をはじめそれぞれの分野に精通した皆様のご協力をいただきながら、大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会を設置しまして、これまでパンフレットやチラシの配布、広報特集号の発刊、街頭キャンペーン、自殺予防フォーラムの開催、標語募集などを実施してまいりました。

今後の対策といたしましては、自殺予防ネットワーク推進協議会を中心に、平成21年度から3年間の国の地域自殺対策強化事業を活用しまして、相談窓口に関する情報提供や自殺予防活動に関する啓発活動を充実させるとともに、市民がお互いに支え合う組織活動ができるように、メンタルヘルスサポーターの養成を行い、自殺に追い込まれる人を少しでも減らせるよう地域と連携しながら息の長い活動を進めてまいりたいと考えております。

同時に、自殺予防ネットワーク推進協議会を構成します各団体の協力を得ながら、それぞれの活動内容の紹介を通じて、身近で相談しやすい環境づくりにつながる啓発活動を随時広報等に掲載して進めてまいります。

次に、駆け込み寺的な役割を担う行政の窓口につきましては、相談窓口として位置付けられる各保健センター分室に昨年度17名、延べ25回の相談がありました。相談内容については健康問題、家庭問題、経済生活問題となっております。また、相談を受ける職員にも専門的な相談ができるように職員研修を行っておりますが、さらに専門的な相談や支援が必要な場合は、保健所と連絡をとり、専門窓口や医療機関への紹介を実施し、緊急の相談に対応できるように体制を整備しております。

次に、秋田県の民間団体につきましては、市の認識として各種民間団体の活動は多様な悩みを持っている人に迅速に対応できる活動であり、特に多重債務問題においては効果が大きいと考えております。当市においても平成22年度から市民を対象としてメンタルヘルスサポーターの養成事業を実施する予定であり、これを契機に民間団体の立ち上げになればと期待しているところでございます。

次に、自殺率減少の本市の推進目標につきましては、平成18年3月に策定しました健康大仙21計画において、自殺者数を平成27年度までに年間30人以下とする目標を定めております。自殺予防活動は、一年単位で成果が見えるものではなく、長いスパンで冷静に対応する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 次に、藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） 質問の第5点は、子供たちに対する支援についてであります。

1点目の不登校児童生徒についてであります。大仙市の平成20年度における不登校児童生徒は全体の0.7%で、国より0.5ポイント低く、市の経年比較を見ても平成19年度より0.3ポイント減少しております。

不登校児童生徒の学校外の受け入れ先である県のフリースクールの施設「スペース・イオ」や美郷町と共同で開設している不登校児童生徒適応指導教室「フレッシュ広場」にも小中学生が通級しており、専門の相談員が生活改善指導や学習支援をしてくださり、学習や進路についての悩みや不安についての解消につながっております。

不登校の要因が複雑に絡み合って、このような施設にも通うことができずにいる児童生徒や、中学校卒業時で支援が途切れてしまう生徒がいることも事実であり、このような子供たちに対しては、議員ご指摘のとおり、地域のあたたかいご支援により家庭で抱え込んでしまうことのないようにすることが重要と感じております。

このようなことから、今年度設立されたNPO法人「大仙親と子の総合支援セン

ター」等のスタッフにもお力添えをいただき、学校不適應を起こしている子供たちやその保護者を学校や関係機関とともに支え、卒業後も心の居場所づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、食物アレルギーについてであります。本年度のアレルギー給食対応につきましては、児童生徒75名、職員14名を対象に、対応食品は117品目となっており、その中で一番多いのが牛乳で約38%を占めております。

食物アレルギーは原因となる食物を摂取しないことが唯一の治療法であることから、市内の給食センターでは統一した方針のもと、平成18年度からアレルギーの原因となる食物除去や代替食品の対応に取り組んでおります。

文部科学省では、平成21年4月1日発行の学校給食実施基準の中で、食物アレルギーへの取り組みについて規定しており、本市では学校の食物アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを活用し、食育指導の一環として栄養教諭や学校栄養士が指導の中核となって、学校と保護者及び給食センターとの間の連携を図りながら対応しているところでございます。

次に、学校におけるエピペンの使用についてであります。本市では過去に食物によるアナフィラキシーとの診断を受けた児童生徒は1名であり、既往症から見てその可能性のある児童生徒を含めても2、3名であります。この児童生徒については、症状を引き起こす食物の種類が特定されており、エピペンの自己注射の処方を受けておりません。

アレルギー専門医のお話によると、県内で食物アレルギーに対してエピペンを処方した例はほとんど報告されていないとのことですが、全国的には都市部を中心にエピペンの常時携帯を要する児童生徒が増加傾向にあることから、今後、学校・保護者・給食センターが連携してアレルギー症状を引き起こす食物摂取をさせないよう徹底するとともに、医師会や学校保健会のご指導を仰ぎながら、一層ガイドラインの活用促進及び教職員研修の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 6番、再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） まずはじめに、再質問でなくて仙北組合総合病院のことにつきましての仮称市民債的なものは、是非推進していただきたいという要望を申し上げたいと思います。

再質問は薬物のところで入りたいと思います。

国の方が整備されていないのに、国の全体の問題を取り上げてというのも何ですけれども、たまたま私たちの住む地域、協和に秋田ダルクがあるわけです。この秋田ダルクを訪問しましたけれども、社会復帰に必死で努力している彼等の話を伺ってまいりました。その中に、一般の人は本人の意志が弱いからだって、そう言いますけれども、そういう薬物に手を出す、そういうきっかけは、育つ環境の中にあるんだということがよくわかりました。小さい時、親の虐待の中で育ってきたり、いじめにあったり、不登校だったり、いわゆる心のひだの隙間にすーっと入った薬物によって、やめたいけれどもやめられない状況に引きずられていくというこの依存症なわけです。そこで、薬を抜き、社会復帰をしたいというそういうふうに頑張っても、フラッシュバックの中で自殺をしてしまったり、またもがき苦しんだりしている人たちにお目にかかったわけですが、やっぱり行政ができる何かがあるのではないかということで、他団体の立ち上げもそうですけれども、例えば体験者のいろんな警察とかデータとかを見せたり、説明したりすることよりも体験者のお話を聞くことが必要ではないかなと思います。また、話をすることによって、話をした本人がそれが自分自身の規制にもつながっていくということにもなりますので、こういうことも、高校あたりでは話を聞くということも設けているようですが、必要ではないかなという気がしました。

また、施設への助成とか働く人のための交通手段とか、何か市として、行政として考える支援がないかということをお願いしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 協和の民間施設の件でありますけれども、まず、ともしますとこういう施設は非常に誤解、あるいは偏見を生んだりする場合がございます。まず我々やらなければならないのは、地域の方の理解、あるいは大仙市としての全体でそれを包んでいくこと、あるいは県全体でそういう施設を育てていくこと、そういうことが大事ではないかと思えます。できるだけ支所等とも連携をとりながら、地域住民の皆様とも連携をとって、まずこの施設を市民全体に理解していただくことが一番重要ではないかなと思っております。

あわせて、こうした施設に対する支援の仕方ではありますが、大仙市というよりも、これは全体の施設として位置付けるべきだと思っておりますので、保健所、あるいは警察署、あるいは秋田県、そういうところともよく協議をしながら、どういう形でこうした活動、施設を支えていったらいいのか、相談しながら進めてまいりたいと思っております。

ます。

○議長（児玉裕一君） 6番、再々質問ありませんか。

○6番（杉沢千恵子君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次は、4番についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 4番目の自殺予防対策についてです。

私も先程言いましたけれども、自殺する人の70から80%は、相談する機関の存在を知らないというのが現状でした。幾ら相談機関を立ち上げて、その存在が悩める人々に届いていないという、このところが役割を果たしていない、いないって言われていたんですけども、役割が十分に果たし上げていないのではないかと思います。私はよくこのNPO法人の「蜘蛛の糸」の会員ですので、このチラシを持って家庭訪問しますけれども、こういうものとか、または市の広報に毎月どっかの隅っこでいいですので、掲載して、相談的なことはここにしてくださいというものがあればいいなと思います。特に広報は毎月2回きますし、皆さんが必ず手に取るものですので、どっかの隅っこに啓発活動が続けてはいかかかなと思いますけれども、お考えを承りたいと思います。特に魁さんは全面的にこの自殺に対してバックアップしてくださっていますので、大変心強く思っていますし、特に12月11・12日の魁紙上でも県が発表されましたところを見ますと、県がスピード感を持ってこの自殺予防対策を発表しておりますので、我が市も十分にやっつけらっしゃることは承知しておりますが、こういう啓発活動が目届く場所に、必要な人に届けられるような、こういう努力も必要でないかと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（児玉裕一君） 武藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（武藤芳和君） お答え申し上げます。

ご指摘の件につきましてですけれども、相談窓口につきましては、それぞれ市の広報等でも、それからチラシ等でもこれまで掲載してきております。相談窓口には県関係、それから市では保健センターの分室とか、いろいろこの自殺予防に関する窓口がたくさんございますので、その都度啓発をしてきているところですが、ご指摘のとおり、やはりどうしても本当に関係する方が実際のところ利用されているのかというところに不安を覚えているところでございます。そういうこともございますので、この後、市の広報等の担当者とも十分協議しまして、スペースをとらせていただきまして、積極的に広報の掲載活動も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（児玉裕一君） 6番、再々質問はありますか。

○6番（杉沢千恵子君） ありません。

○議長（児玉裕一君） 次に、5番目についての再質問はありますか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 不登校のところですけども、目に見えるものというのは数字として学校にきていないからという、数字があらわれてきますけれども、予備軍もいるわけです。そしてかろうじて中学校を卒業してしまうということもありますけれども、その予備軍への目の届き方というのは、やっぱり周りが見つけてあげないと、ということがあるわけです。学校現場だけでは、やっぱり不可能だと思うんです、私。実際、現場の先生方の動きを見ていますと、大変だなという気がしますので、このサポーターですね、やっぱり。こういう人たちの地域のサポート、SOSを見逃さないという、こういう人たちがたくさんいるということが大事だと思いますので、先程ちょっとそういうご答弁も、スペース・イオとかフレッシュ広場があるといいますけれども、サポーターの人たちをいろんな団体があると思いますので、そういう人たちの協力を得ながら予備軍をカバーしていくとか、フォローしていくということも大事ではないかと思えますので、是非市内にはたくさんの青少年育成団体がありますので、ここの活用なんかもしていただければいいのではないかなと思います。

不登校の背景にはいろいろありますけれども、いじめもあるんですが、新聞によりますと問題行動調査でいじめの件数が減ったということが言われておりますけれども、結局アンケート実施を徹底するよう全国の教育委員会などに勧めても、結果的に早期発見の手段としてやったんですが、いじめを認知した学校のうち76.3%がアンケート調査を行っていたと。いじめを認知できなかったというのが学校の実施率がなかったという、そういう結果も出ておりますので、全部がいじめが不登校につながるというわけではありませんけれども、こういうふうなこともきめ細やかな対応が必要でないかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私ども全小中学校を回らせていただいて、様々な指導をさせていただいておりますが、その時に学校長から学校経営の要覧等を見せていただくし、いじめの根絶対策についての資料等を提示していただきますが、ほとんどの学校がそのいじめにかかわらず学校生

活に対するアンケート調査を行っておりますし、それが1回限りでなくて継続して行っていただいておりますし、早期発見、早期対応ということに取り組んでおいでになる、そのことがいじめの件数が減っていることと、それから不登校が減っているということにつながっているというふうに感じております。今後も議員のご指摘のとおり、このようなきめ細やかな対応について心がけてまいりたいと思いますし、せっかく立ち上げていただいたNPO法人の方々や青少年健全育成の方々のお力もお借りして、広くあたたかく支援してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉裕一君） はい、6番、再々質問ありますか。

○6番（杉沢千恵子君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午前11時15分に再開いたします。

午前11時04分 休 憩

.....
午前11時15分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。7番茂木隆君。はい、7番。

○7番（茂木 隆君）【登壇】 新政会の茂木隆です。この度の改選により初めて市会議員として当選させていただきました。市民の目線に立って一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

本日の一般質問も初めてでありますので、当局の前向きな答弁をお願い申し上げます。

それでは、最初の質問をいたします。今後の財政運営についてお伺いいたします。

8市町村が合併し、大仙市として発足してから5年が経過しようとしております。市民はそれぞれに合併しなければ財政的にやっていけないという、市町村に対する愛着や思いを断ち切り、小異を捨てて合併による効果、そして、より質の高い行政サービスを期待し、市民生活が良くなることを信じてきました。

しかしながら、合併当初から、例えば身近な補助金の削減などが相次ぎ、また、要望しても予算がつかないことも多く、大仙市にはお金がないと半分あきらめの気持ちを抱く人も少なくありません。確かに合併前の計画とはいえ、合併をにらんだ施設の建設も多かったのも事実だと思えます。私もこの度、初めて議会に出させていただき、新人議員の勉強会などで示される資料や説明を聞き、市財政がこれほど大変なのかということ

が議員となつての最初の感想であります。

それでは本題に入りますが、20年度決算指標によれば、実質公債費比率が18.9%で前年より1%も上がり、県内13市中、悪い方から3番目であり、今後、市債の発行には県の許可が必要です。また、将来負担比率についても2番目に高い数値を示しております。

このような中で22年度予算編成方針によれば、合併支援関連の普通交付税及び県交付金が約6億円減額になり、さらに景気低迷や人口減少を受け、自主財源の柱である市税収入の落ち込みや少子・高齢化社会に伴う社会保障費、市債償還額の増大による財政の硬直化が一段と進むことが明記されており、予算の算定に当たっては前年踏襲的な予算要求を根底から見直し、聖域を設けることなく新たな視点でゼロからの見直し精査を図り、概算要求基準についても削減目標が対前年比で物件費8%以上、維持補修費、補助費、それぞれ10%以上、市単独の普通建設事業費で20%以上、基準外の特別会計繰出金で5%以上としておりますが、これで市民生活への影響が出ないのか心配しているところです。

また、22年度以降の財政シミュレーションについて市としては仙北組合総合病院の建設に向け、25年度完成を目指して前向きに取り組もうとしており、また、大曲駅前第二地区土地区画整理事業も27年度まで続くことになっており、両事業とも数十億円の資金を必要としております。このほかに広域市町村圏組合でも22年度、後三年鴻声の里の移転改築事業や28年度までに広域消防の無線のデジタル化事業など、合わせて十数億円の主要事業を抱えております。

このようなことから、市総合計画の基本計画との整合性や今後の普通建設事業費への影響はないのか伺います。

次に、これまで述べてきた財政状況から考え、雇用の情勢も厳しい今の経済状況などを勘案し、市民生活の向上を図る議会としても、これまで議員報酬を7%カットし努力されてきておりますが、さらなる削減に取り組み、その財源を他の事業に振り向けることが必要だと考えます。ただ、このことは議員の身分、議員活動に関わる事案でありますので、私の考えを提案させていただくということで、市当局の答弁は求めないものです。

続いて、本市の基幹産業である農業問題について質問させていただきます。

1つ目は、中長期的な農業振興計画についてです。

我が大仙市は、県内にあって広大で肥沃な耕地が拓け、土地利用型農業には恵まれた条件にありますが、農業の現実には中心作物の稲作において、40年にも及ぶ生産調整や米価の下落が続き、米以外の大豆や野菜、花卉、畜産など複合部門への拡大や加工、直売などにもシフトはしてきておりますが、いまだ産地としての確立がなされている品目が少なく、総じて所得の向上には結びついておらず、よって後継者である若い担い手が育ってなく、50代、60代が事実上の担い手となっているのが実情です。この最大の要因は国の政策によるところが大きく、2、3年で変わる、まさに猫の目政策に市の農業政策も翻弄されてきたと思います。そしてまた、政権交代により農政が大きく変わろうとしておりますが、いまだその詳細な内容が確定しておりません。仮に確定したとしても、農家が期待したほどの中身にはならないような気がします。むしろ生産現場に混乱を招き、また数年で政策の変更を余儀なくされる心配があります。これは農家にとって、腰を据えた長期的な展望に立った取り組みができないことを意味します。

そこで、市として国の政策はそれとして、大仙市農業を真に基幹産業としてとらえ確立させるんだという気概のもと、5年後、10年後を目途とした独自のビジョンを策定すべきだと考えます。より収益性の高い作物の導入、付加価値を高める作物の生産に力を入れ、国のエコファーマー制度や秋田ブランド認証制度など農家に制度の周知を図り、認可農家を増やし、消費地でのPRや交流、食品産業との連携強化をして加工食品の開発、販売、また、地産地消に今まで以上に力を入れるなど多様な視点から、JAはもちろん農業関係団体をはじめ市の認定農業者会議連絡協議会、法人連絡協議会などの組織、また、農業元気賞を受賞した若い農業者、消費者などを交えた大仙市ブランド確立、収益力向上のための大仙市農業振興計画策定委員会なるものを早急に立ち上げ、時間をかけじっくりもんでもらいたいものですが、市長の見解を伺います。

続いて、米の生産調整に係る配分基準単収の地域別設定を求める質問をさせていただきます。

米の生産目標数量は年々削減されてきており、平成21年産米は本県が全国で最大の削減量となっており、我が大仙市は県内で3番目に削減率が高く、2.4%削減となっております。総面積に占める水田は21.4%で1万8,500haにおよび、平野部と山間部に区分されます。大仙市の配分基準単収は平成20年産から市内統一に設定されておりますが、平野部と山間部では、その地理的条件から収穫量に大きな差があり、農業共済組合の引受単収にもそれが反映されており、また、農業委員会の標準小作料に

についても3段階に区分されており、東部、西部両委員会でも標準小作料の統一はされていないのが現状であります。

本年度より国では水田活用等における自給率向上に向けた対応として、米粉用米、飼料用米、加工用米などによる転作の拡大を推進してきており、農家も水田活用が容易な作目として加工用米に取り組んでおります。しかし、配分基準単収が市内統一であるため、山間部においては単収が少ないため加工米を出荷する際に単収を補うため主食用米から補てんすることになる、そういう不平等が生じるので市統一の配分基準単収を平成19年以前の地区別配分基準単収に設定していただくことを強く求めます。

次に、水田利活用自給力向上事業に伴う弊害について質問させていただきます。

麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を生産・販売者に直接支払うとあるようですが、今の制度では大豆の助成単価は3事業合わせて10a当たり5万5千円の助成となっております。しかし、この事業では10a3万5千円と減額になり、大豆転作農家にとって大きな減収が余儀なくされます。また、これまで行政は農業法人設立に力を入れてこられ、法人は転作物の最大の品目である大豆に施設、農機具など多額の投資をしてきており、法人の経営にも打撃を与えかねず、最悪的には離脱などの問題もはらんでくると予想されますので、市として減額補てんも含めた対策を講じていただけることをお願いします。

次に、社会教育についてでありますけれども、公民館活動を充実させ、地域の活性化を推進すべきということで質問させていただきます。

かつて公民館活動は行政の原点とも言われ、私たちの若い頃は日夜、青年会活動や婦人活動にと公民館を中心に集まり、地域の暮らしやまちづくりを語り、学習し、地域行事や伝統文化を継承すべく活動したものでした。

しかし、社会の変化に伴い、住民ニーズの多様化・複雑化が顕著になり、とりわけ少子高齢化で人口の減少、地域の連帯感や人間関係が希薄化してきました。また、市民も個々の趣味や自分の学びたいものなど自己完結型の学習を望んでいる傾向にあり、そういう中で公民館が本来持つべき教育的役割を果たすことが困難な状況になってきていることも事実です。

しかし、合併により予算も削減され、行政が遠くなったと感じている今こそ、地域の人と人を結びつけ、地域の文化や行事を継承する人材を育成する、地域に顔を向け、地域に根差した公民館活動を目指すべきです。また、その中心となる社会教育主事など専

門職員も減少傾向にあるようなので、このことに関しても対応を求めたいものです。

次に、最後の質問となりますが、路線バス運行廃止地域の対応について述べさせていただきます。

人口減少や社会情勢の変化などにより利用者が減り、民間会社が運行している路線バスが相次いで廃止してきております。それに対し市としても地域公共交通システム運行事業として対応してこられておるわけでありますが、この度仙北市角館から秋田市へ運行しておる急行角館・秋田線が明年3月をもって路線廃止という方向のようです。それによって協和境と船沢間については市がタクシー利用の提案をされたと聞いておりますが、協和稲沢と角館間については、境・稲沢間の路線を角館に延ばすことも検討されているようですが、いまだ決まってないとのこと。稲沢地区は、もともと経済圏が仙北市角館であり、日常の買い物、病院、勤めなど、どうしてもバスに頼らざるを得ない人がおり、廃止が決定されると大変なことになります。このように行政区が異なる場合、広域的な連携をとっていただきたく、また、相応の時間も必要だと思いますが、決して空白期間が生じないように、その対応をお願い申し上げ私の質問を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（児玉裕一君） 7番茂木隆君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 茂木隆議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、今後の財政運営についてであります。

今後予定されている仙北組合総合病院改築事業などの実施による他の普通建設事業への影響についてであります。先般の議員全員協議会において議員の皆様にご説明いたしました平成20年度決算における財政健全化判断比率にもありましたとおり、実質公債費比率については18.9%、また、将来負担比率については210.3%と県内13市の中でも高い比率となっており、今後の財政運営において早期に比率の改善を図っていかねばならないものと考えております。

2つの比率については、これまでの事業実施に伴う市債発行額の増大が悪化の大きな要因となっております。

合併後において実施された事業については、旧市町村において計画され、合併協議において策定された新市建設計画に基づき、平成18年度に策定した大仙市総合計画により実施してきております。

総合計画については、新市建設計画に盛り込まれた事業以外の新たな事業は登載され

ておらず、毎年度、事業年度の繰り延べや事業内容等の精査などローリングを行い計画の見直しを図っておりますが、合併当初の数年は地域住民の要望や地域間のバランスなどを考慮し、市民の一体感の醸成や地域の実情に応じた社会資本整備を進めていく上で各年度において一定の事業費を確保してきたことから、これらの事業実施に伴い市債発行額が増大したものであります。

各地域において実施された主な事業については、大曲地域においては大曲駅前第二地区土地区画整理事業、学校給食総合センター建設事業、公共下水道事業など、神岡地域においては、幼保一体施設建設事業、まちづくり交付金事業による屋内多目的施設、中央公園、神宮寺駅舎建設及び道路整備事業、公共下水道事業など、西仙北地域においては、統合保育園建設事業、黒森山線道路整備事業、大沢郷地区簡易水道事業など、中仙地域においては、八乙女交流センター及び統合保育園建設事業、まちづくり交付金事業による羽後長野駅舎建設・駅前広場整備及び道路整備事業、入角地区簡易水道事業、田ノ尻地区農業集落排水事業など、協和地域においては、統合小学校及び統合保育園事業、まちづくり交付金事業による体育館、市営住宅、中央公園、集会施設建設事業、峰吉川地区農業集落排水事業など、南外地域においては、特定環境保全公共下水道事業、簡易水道事業、ふれあいパーク整備事業など、仙北地域においては、仙北体育館建設事業、統合保育園建設事業、地方特定道路整備事業、戸地谷地区簡易水道事業など、太田地域においては、むらづくり交付金事業、基盤整備促進事業による用排水路整備事業、三本扇地区農業集落排水事業などが実施されてきております。

これらの事業実施により、合併当初、全会計において1,035億円であった市債残高が平成20年度末においては1,107億円と増大したことに伴い、市債償還額が年々増加してきており、財政圧迫の大きな原因となっております。

今回、実質公債費比率については、国の定める基準値を超えたことから、市債発行については、これまでの協議制から許可制へ移行するほか、比率の改善に向け今般策定いたしました公債費負担適正化計画に従って今後の財政運営を進めていくこととなります。

本計画は、大仙市が持続可能な財政基盤を確立していく上で、今後の行財政改革の柱となるものであります。計画については、市債発行額の抑制を最重要視し、総合計画における実施計画を基本としておりますが、計画策定時点において最重要課題である仙北組合総合病院事業については、政権交代による地域医療再生臨時特例交付金の大幅な見直しが行われたことなどから、今回の計画には盛り込まれていないものであります。こ

のようなことから現在、仙北組合総合病院改築事業を新たに計画に含めるとともに、事業規模の大きな大曲駅前第二地区土地区画整理事業をはじめとして各年度において計画されておりました各事業について、再度実施計画の見直し作業を行っております。

各年度の市債発行額については、平成28年度までの公債費負担適正化計画期間における市債発行総額内での調整を図っていかなければならないことから、病院建設が本格化すると予想される平成24年度以降については、計画されている他の普通建設事業のさらなる事業費の圧縮や事業年度の繰り延べ、また、事業の中止といった影響が出てくるものと考えられます。

なお、現在行っております実施計画につきましては、これまで新市建設計画を基本に策定してまいりましたが、重要施設の建設は相当実現できておりますので、今後は新たな視点のもと、現在の財政状況を十分に踏まえ、大仙市としての総合的な視点から合併時の精神を継承した上で調整を図ってまいりたいと考えております。

議会に対しましては、できるだけ早い機会にお示しする予定でおりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問の第2点は、農業問題についてであります。

はじめに、新たな農業振興計画につきましては、現農業振興計画は平成18年10月に策定し、当時の社会経済情勢や農業情勢を踏まえ、22年度までの5年間の取り組むべき方向や目標を明らかにしたものであります。

この計画の中で20年度末で既に目標をクリアしている項目としては、ほ場整備面積、重点作目であるアスパラガスや枝豆の販売額等ですが、生産調整面積の増加と価格の低迷の影響により、基幹作物であります米の販売額など目標に届いていない項目もあります。

この度、新たな政権が誕生し、様々な改革、制度変更が進み始めており、基本政策においても概略であります戸別補償制度等新たな政策が示されております。

また、農政転換を円滑に進めるために明年3月までには食料・農業・農村基本計画で育成すべき担い手像の見直しを検討し、多様な経営形態や規模の担い手像を示すとしております。

しかし、この地域の農家にとりましては、年が変われば間もなく新しい営農計画の準備に入ります。市といたしましては、新たな政策が農家の営農に直結することから、早急な明示を期待しているところであり注視しているところでもあります。

農業を基幹とする本市にとりまして農業政策の方向は、農業法人や集落営農組織、認定農業者等を中心に、農家が産業として自立できる農業の形成が一番望ましいと考えております。

議員ご指摘のように国による新たな農業政策もありますので、農業法人、集落営農組織、認定農業者など各地域の幅広い農業関係者の方々をはじめＪＡ等農業関係団体と大仙市の進むべき望ましい農業のあり方等について協議し、２２年度には新たな農業振興計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、米の生産調整に係る配分基準単収の地域別設定につきましては、大仙市水田農業推進協議会において市内農業者の公平性の確保と市内全域で生産調整面積の調整を効率的かつ円滑に実施するため、平成２０年産から全市統一の配分基準単収としたところであります。

本年は生産調整面積の増加に伴い、その対応をＪＡでは加工用米の増産で対応しましたが、加工用米の転作面積換算は市の基準単収で行われることから、単収の低い地域においては不利であるとのことで、基準単収をもう一度旧市町村単収に分割して再設定してもらいたい旨の要望が一部から出てきております。

しかしながら、基準単収の一本化に向けては市町村合併から３年の歳月をかけて、関係者からなる水田農業推進協議会において旧市町村単位を超え、大仙市全域での転作互助制度を築き、スムーズな生産調整目標の達成をするには基準単収の統一が望ましいとする協議会委員や集荷業者からの意見を踏まえ、慎重に審議した結果であり、再度の地域別設定は考えておりませんので、ご理解を願いたいと存じます。

なお、条件不利地域に対する支援につきましては、これまで農地の荒廃等を未然に防ぐための中山間地域直接支払い交付金事業、地域の農業資源を守るための本対策に先駆けた農地・水・環境保全向上対策モデル事業、また、本年からは耕作されなくなった農地での農業再開を支援する耕作放棄地緊急対策事業などの事業を積極的に活用し対応しております。

国の来年度の新たな生産調整に係る水田利活用自給力向上事業によりますと、米粉用米や飼料用米に取り組む場合、高額の助成単価が作付面積に応じて交付されることから、単収の低い地域においては積極的に米粉用米や飼料用米を推進するなど、各地域の実情に即した対応により生産調整実施による農家収入が確保され所得向上につながるよう、ＪＡ等関係機関と協議し事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、水田利活用自給力向上事業の実施に伴う課題につきましては、これまで産地確立交付金事業においては当地域の水田農業推進協議会に委ねられていた各転作作物の基本単価や団地等の加算額の設定が全国統一単価で設定されることにより大きく変わることとあります。その結果、議員ご指摘のとおり今まで振興してきた大豆や麦では助成単価が10a当たり最大5万5千円から3万5千円に、枝豆やアスパラガス等では10a当たり最大2万5千円から1万円に設定される見込みで、農家が受け取る転作助成金に大きな影響があると考えております。

また、当市においては、ほ場整備の面工事終了後に地力増進作物としての牧草を播種し、春にすき込んで地力増強を図る土づくり支援として、現行では10a当たり3万5千円を助成しておりましたが、新たな水田利活用自給力向上事業では、地力増進作物に対する助成は未設定となっており、来年度も全市でおよそ340haの面工事が予定されていることから、関係者への多大な影響が予想されます。

これまで大豆や野菜等の振興すべき重点作物については、大仙市水田農業推進協議会の場で、その作物の基本単価や団地化、土地集積などの取り組みの度合いに応じて助成する加算的助成単価を定め生産振興に努めてまいりました。その結果、品目によっては農業振興計画の生産目標を上回る実績を上げている作物もあります。

国の現行案のとおり実施されますと、これまで築き上げてきた作物の生産実績が下がるばかりでなく、生産を担ってきている認定農業者をはじめ農業法人や集落営農組織等の農業経営に大きな打撃を与えかねないと危惧しているところであります。このことから国の政策の詳細については、まだ協議が続いているようでありますので、地域が柔軟に作物毎の単価設定ができるなど、生産現場の実態を踏まえた政策とするようJA、土地改良団体、農業関係団体と連携しながら、あらゆる機会を通じて県及び国に対し強く要望してまいりたいと思っております。

質問の第3点、社会教育に関する質問につきましては教育長から、質問の第4点、路線バス運行廃止地域への対応に関する質問につきましては久米副市長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、久米副市長。

○副市長（久米正雄君） 質問の第4点は、路線バスの運行廃止地域への対応についてであります。

本市では平成20年2月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく大仙

市地域公共交通活性化再生協議会を設置し、地域で支え合う長寿社会に対応した地域公共交通を基本目標とした大仙市の新しい地域公共交通計画を策定しております。

市では、この計画に則り、生活バス路線についてバス事業者に対し、中期的に維持可能とされる路線を確実に運行し、地域公共交通の主体的な役割を担っていただくための公的支援を継続していくとともに、やむを得ず廃止とされた路線の補完機能として運行する代替交通との連携を強化しながら交通手段の機能分担を図ることとしております。

ご質問の角館・秋田線の廃止についてであります。当該路線は急行バスとして仙北市、大仙市、秋田市を通る羽後交通株式会社の自主運行路線であり、本年3月26日付で同社から市に対し、利用者が少なく営業収入が見込めないと経営上の理由から路線廃止の協議がなされております。

市といたしましては、これに対し、存続を要望したところでありますが、仙北市では廃止やむなしとの結論が既に出ていると報告を受け、市として再度検討した結果、鉄道及び同じルートを運行している路線を活用することで秋田、角館両方面への交通は確保されることから、9月に開催された再生協議会においてご協議いただき、廃止に同意をいただいたところであります。

なお、角館方面に向かう交通手段につきましては、同じルートで境・稲沢間を運行している稲沢線を角館営業所まで延長して運行するよう羽後交通株式会社に要請し、同社からは実現できるよう検討する旨の回答をいただいております。

市では、引き続き確保できるものと考えておりますが、便数やダイヤなどについて今後も要望が必要と思われまますので、議員をはじめ地域の皆様からのご協力もお願いしたいというふう存じます。

今後も少子高齢化の進行により、路線バスを取り巻く環境はますます厳しくなることから、運行廃止地域への代替対策については、現在市で実施している乗合タクシーなど地域の位置や生活圏等も考慮しながら利用者ニーズに対応した安全・安心の公共交通システムの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第3点は、社会教育についてでございます。

公民館は地域の人づくりやまちづくりを担う拠点として、講座や、あるいは講習会、あるいはスポーツ・レクリエーションなどの開催、さらにはサークル活動の支援にと大

きな役割を果たしているというふうに考えているところでございます。

また、公民館活動をより一層充実させるために各公民館に社会教育に関する諸計画の推進者としての専門的な資格を持った社会教育主事を配置しておりますし、毎年、新規に資格取得するために経費を予算化し、職員の養成にも努めているところでございます。

今後、社会教育主事を中心といたしまして、市民と行政、さらにはNPOや、あるいは企業などと一層連携、協力をしながら、地域活動の拠点として、ある意味では個人の要望と社会の要請のバランスをとりながら住民に身近な公民館活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

大仙市におきましては、8地域におきまして学校支援地域本部事業を実施しまして、地域住民の皆様方が学校の授業の補助、あるいは環境整備などボランティア活動を通してまして学校を支援していただいております。この事業実施によりまして住民の皆様からは、これまで学んだ生涯学習、あるいは社会教育の成果を発揮していただいておりますとともに、地域の活性化に大いに結びついているというふうに考えているところでございます。これからも各地域毎の特色を活かしながら、子供から大人までみんなが共に学べる、また、多くの人と出会い、ふれ合える、さらには学習成果を活かせる環境づくりを推進いたしまして、地域の活性化に大いに役立ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 7番、1番につき再質問ありますか。はい、7番。

○7番（茂木 隆君） 1番、今後の財政運営についてご答弁いただきましたけれども、仙北組合総合病院の建設に係るその以降、24年度以降は他の事業費を削減しながらやっていきたいというお話でありますけれども、例えば今回、22年度の予算編成において、例えば物件費や維持補修費、補助費など大幅な削減を見込んでいるわけでありまして、これまでも市当局としては、この財政の改革につきまして合併以降取り組んでおることは承知しております。そういう中で物件費やこの維持補修費が今後10%、20%削減するというようなことが、そういう削減するその伸びしろというものがあるものかということをお聞きしたいと思います。

それから、24年度以降の事業費、ほかの事業費を削減するというようなお話でありますけれども、それで財政を健全化していくというようなことではありますけれども、やっぱり行政において財政構造の弾力性、健全化を維持することは地域住民、市民の福祉向上の

ために非常に大事なことであります。その中で建設事業費に向けられる一般財源をいかに確保し、その金額の増加を図れるか、そしてそれによってまず生活道路を含めた維持管理費や修繕費など、それを確保することが市民生活に一番直結することです。このこともひとつ削減の中には入れないでいただきたいということです。

まず以上です。第1点について。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この物件費、維持費等が今までもそれぞれ節減してきたので、今後できるのかということですが、確かに大変な状況でありますけれども、今年度は特に国の経済対策を受けまして相当この辺のところは手当てさせていただいております。そういうことを受けながら、より工夫をして、この部分が非常にその数字的には大きい部分でありますので、何とか削減を工夫していかないと他の財源が捻出できなくなるということですので、もちろんこれは補修しなければならないもの、あるいは今しておかなきゃならないものというものもありますので、こういうことをしっかり峻別しながら作業を行っていかなければならないと思っております。

それから2点目のこの普通建設事業費をできるだけ削るなどということですが、確かにもともとの計画がかなり緩い計画を前提にしてきておりますので、私としては先程答弁でも申し上げましたように、各合併前から合併後引き継いでまいりました旧各市町村の主要事業、これについてはできるだけ頑張ってそれぞれの重要課題について、ハードのものについてはほぼやれてきたのではないかなと思っております。その結果が少し公債費の比率を高くしているという結果であります。これはストックができたというふうに評価していただきたいと思っております。これを大事に使っていくことによって、さらに大きな建設投資というのは置きにくいというふうに考えていただきたいと思っております。それよりももっと大変なのは、このソフト事業の関係であります。これはかなり教育とか、あるいはこの福祉関係、こうしたものについては大仙市の誕生の特色としてかなり高いレベルで設定をしながら県内の市町村のリーダー役を果たしてきたという面もございます。この辺のところ、これから国の施策との関係でどういうふうに調整したらいいか、少しわからない点が多過ぎるので非常に今困っているところであります。例えば全体とすれば子ども手当等かなりその所得再配分の方を重くするという今般の政権の考えにあるようでありますので、そういう部分を国の施策とあわせながら大仙市が先行してやってきた政策を調整しながらソフト事業の組み立てというものも考えていかな

きやならないと思います。この辺につきましては、特に市民に直結する部分がたくさんございますので、議会の皆さんとよく協議をしながら政策の組み立て、直し方、そういったものを研究していきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） 1番の再々質問ありますか。

○7番（茂木 隆君） ありません。

○議長（児玉裕一君） お昼休みの時間となりましたけれども、7番の質問、答弁が終わるまで、この会議を続けたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

はい、2番について、7番再質問お願いします。

○7番（茂木 隆君） 1番の振興計画についてでありますけれども、これは本当に集落の維持にも関わる問題でありますので、やはり農業で飯を食べていける、そういう農業政策を大仙市独自でやっぱり確立していくように、国あるいは県に要望しながら取り組んでいただきたいというふうに考えます。

続いて2番でありますけれども、農業問題の2ですけれども、米の生産調整に係る配分基準単収の地域設定は、これは変えられないというようなお話でありました。今、確かに不平等ということは認められておるわけでありまして。認めておるところでありますけれども、この中山間地に対しては、例えば今の米粉用米、あるいは飼料用米などにシフトして、農家を指導しながらシフトしていき所得を確保したいというようなお話であります。ただ、飼料用米とかに関しては実需者、需要する側の方との契約などの問題もあるかと思えます。そういう中でそういう需要が果たして確実に見込めるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、中山間地直接支払いというようなお話もありましたけれども、果たしてその中山間地直接支払いが単収の低いところすべてを網羅しているわけではないというふうに思いますし、また、農地・水・環境保全の事業にも取り組まれておりますけれども、このことはほとんど農家の所得対策、あるいはその格差是正、基準単収とはあまり関係のないことではないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この配分の基準単収の問題であります。先程答弁申し上げましたとおり協議会という形で、それぞれの農業関係の、ほぼあらゆる有力な団体の皆さんの代表を交えて、市長が会長という形で取りまとめを行ってきたものであります。先程

説明申し上げましたとおり、確かにいろんな不利なところとかありましたけれども、これはやっぱり合併後に基準単収をきっちり統一しておかなければだめだということで、それに補てんする措置なども入れながら、まずいろいろ下がったところ、上がったところとかいろいろ調整しながら全体でまとめ上げた方針でありますので、この間、一部の地域から少し変えられないかというお話は何回かございましたけれども、そういうその件につきましても協議会の中で協議をしながら変えるべきではないということで進んでまいりましたので、その辺はひとつ全体で進めてきた施策であるということでご理解を願いたいと思います。

なお、米粉用米の実需の問題であります、確かにそのとおりであります。これも全農を中心にしてということですが、我々の方でもしっかりこの実需というものを考えながら誘導していかなきゃならないというふうに思っております。この農地・水・環境のことを入れましたけれども、これは協和でやったモデル事業の、先行したモデル事業のことを指しておりますので、全体の事業、こういう問題を含んでいますが共通でありますので、モデル事業のことを指して述べさせていただきました。

いずれこの基準の問題につきましては、大仙市の農業関係者の英知のもとでまとめ上げた計画であるということひとつご理解をお願いしたいと思います。

- 議長（児玉裕一君） はい、7番、2の2番に対する再々質問ありますか。
- 7番（茂木 隆君） ありません。
- 議長（児玉裕一君） それでは、2の3番に対する再質問、はい、7番。
- 7番（茂木 隆君） 今の水田利活用自給力向上事業、まだ詳細な骨子をはっきりしておらないわけで、市としても対応に苦慮しているところだというふうに思いますけれども、今のところ、それこそ野菜は1万円、大豆は3万5千円というような線が出ております。これに伴って非常に収益を確保できない農家、法人が多くなるということでもありますので、引き続き県、あるいは国にこの是正をしていただくように要請していただきたいというふうに考えます。
- 議長（児玉裕一君） 答弁はいいですか。
- 7番（茂木 隆君） いいです。
- 議長（児玉裕一君） 続いて3番について。
- 7番（茂木 隆君） 社会教育についてでありますけれども、これもやはり農業と同じで集落の維持がかかっておる質問でありまして、今の公民館活動はやはりその地域の何

という…地域をもっていこうとする昔のような考え方に立っておらないような気がしてなりません。それで、やはりこれから若い人を、地域の存続に関わる若い人をやっぱり育てていくような、そういう教育的な観点からやっぱり公民館活動を是非進めて欲しいというふうに思います。そして協和では前に自治公民館という制度がありまして、現在も行っておりますけれども、行っている地域もありますし行っていない地域もありますけれども、集落あるいは旧小学校単位とかで自治公民館というものを設置して、その中で活動してきておりますが、やはり合併してからすべての面で財政的な支援をはじめ公民館、地区の公民館との連携もあまり自治公民館はとられていないというふうに考えておりますので、その辺の対応もひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。

○議長（児玉裕一君） 三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 再質問にお答えいたします。

平成18年に、いわゆる教育基本法も改正になりましたし、生涯学習そのものの考え方もやはり大きく変わってまいりました。したがって、かつては社会教育という形で全面に押し出されておりましたその事業は、家庭あるいは学校、地域、そういう社会との連携というので条文も全部枝葉に分かれているようであります。したがって社会教育が全面に出るという形ではなくて、生涯学習の中の一視点という立場で今進められているのが社会教育でないかなというふうに思われております。ただ、議員おっしゃるとおり、やはり地域の活性化のために非常に社会教育というのは大事な一断面でないかなと思います。あくまでもやはり、かつて終戦後の時は強制的な社会教育というのが至る所に見られました。というのは今、先程議員おっしゃったとおり時代の変容で個々のニーズが非常に多様化しておりまして、そういう時代ではないということで、やはり自治会的な自らが動くようなそういうものを支援していくような社会教育のあり方というのは、これから大いに望まれてくるのでないかなというふうに考えておりますので、そういう支援をどのようにしてできるのかということこの後いろいろ研究をしながら地域の活性化に役立ててまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 公民館活動の問題について若干補足させていただきたいと思っておりますが、生涯学習課ということで教育長が大変難しい答弁をしておりますけれども、難しいというのかかつての公民館活動という概念は、地域の拠点という形で様々な活動を支え

ていたのではないかと思います。もう一回やはりその今、地域も人口減少、子供も少なくなってきた、お年寄りが多いという状況の中で、もう一回我々この公民館というものを、言葉にとらわれないでやはり地域の一つの拠点としてやっていく、活動していくというようなことを考えていかなきゃならないのではないかなと私は思っております。教育委員会任せではなくて、市長部局も一緒になってこの問題を研究してまいりたいと、研究しつつあるところでありますが、これからもやっていきたいと思っております。

○議長（児玉裕一君） この件に対して再々質問ありませんか。

○7番（茂木 隆君） ありません。

○議長（児玉裕一君） では4つ目の路線バスに関する再質問。

○7番（茂木 隆君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて7番茂木隆君の質問を終わります。

大変お昼の時間を押しまして、大変ご協力ありがとうございました。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時15分に再開いたします。

午後12時15分 休 憩

.....
午後 1時17分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（児玉裕一君） 申し上げます。午前中の議事進行について大変不手際がございましたので、この場を借りてお詫びを申し上げたいと思います。7番茂木隆議員の一般質問において、再質問、再々質問については、大項目単位で行うべきところを小項目単位で議事進行をいたしました。以後は大項目単位の再質問、再々質問ということで議事進行をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（児玉裕一君） それでは、一般質問を続けます。12番石塚柏君。はい、12番。

○12番（石塚 柏君）【登壇】 まず、発言をする前に、定刻より遅れましたことをお詫び申し上げます。

本日の一般質問は、都市計画の全般について質問させていただきます。2つ目に、仙北組合総合病院移築の問題、最後に人材の育成の問題について質問をしたいと思っております。

まずはじめに都市計画についての質問ですが、私は駅前商業地区に対する市の対応に3つの疑問があります。1つ目は大仙市都市計画マスタープランの駅西地区を生活街にするという考えについてであります。2つ目に、大曲駅を中心にした環状線の建設の遅れの問題、最後に中心市街地への取り組みの遅れであります。

ここであえて都市計画が与える影響の大きさについて触れてみたいと思います。

都市計画が与える経済的影響の大きさは地価にあらわれ、商業者の経済的な信用に深く関係します。大曲地区の土地の価格の推移は次のとおりであります。大曲地区の土地は長い間、大曲駅前の通町がトップの座にありました。ところが、ご承知のとおり平成21年の地価調査により、そのトップの座を大曲バイパス沿線の戸蒔字福田に譲ったのが判明しました。10年前の価格と比較をしますが、平成12年の通町の地価は平米当たり22万3千円でありました。坪当たり73万5,900円であります。それが10年後、平米当たり5万8千円に下落したのであります。坪当たり19万1,400円が現在の価格であります。10年前に比較しますと74%下落したわけであります。

一方、戸蒔字福田の地点は、10年前の平成12年の地価は平米当たり6万2千円でありました。坪当たり20万2,950円であります。平成21年は平米当たり6万1,500円で10年前とほぼ同じ価格であります。

ここで気になりますのが通町の土地の価格の下落であります。仮に100坪の土地に建物を建てて商売を営んである自営の人を想定しましょう。100坪でありますから、土地の価格は7,359万円の土地の資産価値がありました。当然、銀行に担保として活用したことでありましょう。ところが土地の下落で1,914万円に下落をしました。当然、担保価値が下がります。このケースでいえば融資の枠が5,000万円狭められることとなります。十数年前のバブルの崩壊で数千億円の売上げがあった企業がバタバタと倒産した理由と一緒であります。地価の動きがすべて都市計画によるものだとは申しませんが、行政の中で都市計画が一番近い存在であることを認識したいものだと思うのであります。

そこで、大曲駅前第二地区土地区画整理事業についてお伺いいたします。

この区画整理事業の目的は、昭和63年作成された事業基本計画書によりますと、交通の円滑化と商店街の形成、住宅利用の増進、市街地として活性化を図ることを目的としてきました。昭和63年から平成20年までの間に232億円をかけて区画整理事業を施工してきております。この後66億円をかけて総事業費298億円で平成27年に

完成させる計画であります。あと6年後であります。この事業に対する評価は、合併後の町村の住民からの評価は厳しいものがあり、宅地造成をただけに終わっているという評価であります。事業途中の評価ですから酷かもしれませんが、この事業は今でも交通のアクセスと商店街の形成が課題として残されております。

こうした駅前第二地区土地区画整理事業の課題が残されている最中に、今年の7月に大仙市都市計画マスタープランが発表されました。このマスタープランは大曲駅前第二地区土地区画整理事業の上位に位置するものであります。このプランで特に目を引くのは、駅西地区を生活街にしようという点と13号線バイパスのジャスコからイーストモールまでの間に新しい商業地区を設けようとしている点であります。駅西地区とジャスコ周辺の商業地区は、大仙市において商業地区として一対をなしているもので、東の横綱、西の横綱に位置しているとも言えまじょうか。駅西地区はどの範囲を言っているのか、このプランでは判然としないのでありますが、常識的に大曲駅から丸子川までの一帯で都市計画では唯一商業地域の指定している区域を指していると思われます。この地区をこのプランでは生活街と太字でアンダーラインを引いて「過度に車に依存しない生活街に再生する」と強調しております。実はこの地区は大仙市で一番商業施設が集積している地区でもあります。さらに気になりますのは、マスタープランの38ページにおける「駅西地区を商店街から生活街」、「買い物するまちから暮らすまちへ」というくだりもあります。イラストと大きな字で強調をされております。これは都市計画でいう商業地域から住居地域に変更するということでしょうか。駅西地区で商業を営んでいる人にとっては、寝耳に水の大変に大きな問題であります。

この度の都市計画のマスタープランは、大曲地区で言えば商業地区を駅前から13号線バイパス沿線に新しく移そうとしているのではないかと心配してもおかしくありません。私はこうしたプランが行政から出てくる背景に、商業地区がもはやバイパスに移ったという認識があるからだと思ひます。しかしながら、市民の側から言えば、ヤマサがなくなったことで不便になったことはもちろんのこと、買い物の楽しみがなくなったと申しているくらい、商業地としての役割が期待されているところでもあります。マスタープランでは国道13号線沿線に商業地区としてジャスコまで用途区域を設定しようとしております。13号線バイパスを商業地域に、中通地区を住宅地域と用途区域を分けようとしているとも伺えますが、市当局のお考えを是非お聞かせください。私には駅西地区は商業地区として位置付けられていないという疑問があるからであります。

そこで第1番目に、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の目的と大仙市都市計画マスタープランで駅西地区を商業地区とするのか、住宅地区とするのか、その位置付けについて伺います。

次に、内環状線の事業見通しについて質問いたします。

内環状線とは大曲駅を中心に半径約600mの円を描く環状線であります。この環状線は中通線、花園線で形成され、駅東線で国道13号線バイパスに接続しております。これによってこの小さな環状線に入れば13号線バイパス、駅前商店街、仙北組合総合病院、丸子川西の市役所、県の総合庁舎など官庁、事業所などへ行くすべての道路を選択できるという利点があります。目的は市内の交通の循環を良くするというのと13号線バイパスから市の中心部に入れるアクセスが格段に改善されることに尽きます。但し、実際は都市計画の図面に示されているだけです。市民にはなかなか実感がわからない計画でもあります。

昭和61年頃に当時の建設部長の千田さんとロッカーで区切られた部長室でこんな話をした記憶があります。駅前第一地区土地区画整理事業が終わり、駅前第二地区土地区画整理事業に取りかかろうとしている時期でありました。千田部長が、「今、第二に取りかかろうとしているのだけれども、丸の内、中通と黒瀬町だけでやるのか、それとも大花町を加えてやるのか迷っているところだ。」とおっしゃいました。「事業費がかかるので簡単にいかない。」ともおっしゃいました。とっさのことでしたので答えに困ったのでありますが、「駅前の商店街は、今よくともバイパスから車が来ないようにしないと、これから大変ですね。」と申し上げました。部長は「サンロード商店街にこの事業に賛成してもらうためには、町がにぎわってもらうことが必要だな。」と言われ、その話は終わりました。そしてしばらくして「あれやるよ。」と元気に部長がおっしゃったのを記憶しております。

また、今から11年前、エンパイヤホテルのロビーで今は亡き秋田大学の清水浩志郎教授と懇談する機会がありました。先生は当時、市役所の皆さんと一緒に仕事をしたことを振り返りながら、大曲市で今やっておかなければならないことを環状線を作ることと力説されていたわけでもあります。

当時も今も内環状線は大曲都市計画の中で根幹をなしていると私は思っております。今、仙北組合総合病院の建設が課題となっておりますが、内環状線の開通により、仙北組合総合病院へのアクセスも数段改善されると思っておりますが、市当局のお考えをお聞かせ

ください。

第二地区土地区画整理事業で内環状線の中通線の工事を優先して工事が可能でなかったかお尋ねいたします。土地区画整理事業は、一般に面的整備と言われ、都市計画街路事業は線で整備していく手法と言われます。しかしながら、土地区画整理事業であっても主要幹線道路周辺を優先的に整備することが可能です。黒瀬町で五差路であった飯田線の整備でそれが示されておるのであります。路線の何軒かを周辺まで移転しなければならないという面はあっても、必要な路線を優先して整備建設することは可能であります。総事業費に変わりなく、これからの工事計画の中で中通線を優先して施工することが可能だと考えております。寸断されている内環状線の完成の見通しはどのようなになっているのかお尋ねします。また、大花町の中通線が駅東線に接続する200m分の道路事業の予定は、どのような状況であるのかお尋ねします。

次に、中心市街地の活性化について質問いたします。

中心市街地の活性化には、内環状線の完成と無料駐車場の設置が不可欠と考えます。仙北組合総合病院は中心市街地に広い面積の駐車場を幾つも持っております。そこで、市街地再開発事業を活用し、土地の交換、集約を行い、3時間以内無料駐車場の建設を病院側と協議する考えがないかお尋ねいたします。

次に、都市計画道路の見直しについてお尋ねします。

大仙都市計画審議会は都市計画道路丸子線を廃止することを了としました。交通量の増大が見込めないことや事業費が概算で40億円ほどかかることが廃止の理由に挙げられております。今後、当市でも人口減少による交通量の減少が予想されます。1m当たりの工事費が概算で200万円ほどかかりますが、予算の負担を考えますと現在ある都市計画道路が簡単に建設できるとは思えません。都市計画道路の廃止や見直しは今後ないのかお尋ねいたします。

次に、特別用途区域の条例制定についてお尋ねいたします。

本定例会に大仙市特別用途区域内における建築物の制限に関する条例の制定が議案として上がっております。その条例制定の審議の前に11月5日に大仙市都市計画審議会が開催されました。事件の内容は、大曲都市計画及び西仙北都市計画の準工業区域に1万平米以上の大規模集客施設を立地することを制限するものです。大規模集客施設とは後程配付の資料で知ったわけでありましたが、劇場、映画館、飲食店、遊技場等でありました。改正都市計画法をはじめとするまちづくり三法では、商業施設などはできるだけ

市街化区域内に立地させようとしております。コンパクトシティという考え方でありませぬ。大曲都市計画内には準工業地区は市街化区域に広く分布し、市の中心部にあります。例えばエンパイヤホテルからシャインプラザ平安閣一帯、長さ2 km、幅50 mから100 mのゾーンがあります。大曲駅に隣接する駅構内を除いた東側の長さ300 m、幅50 m面積、駅東線と13号線バイパスとの交差点から左右各々1 km、幅50 mほどの面積、13号線丸子町の交差点、長さ100 m、幅50 mの面積であります。市の中心部に広く分布しております。これらの地区に大規模集客施設を建設することを制限するというものであります。私はこの立地を制限することに反対であります。理由は、娯楽というものを嫌うべきものだとは考えないからであります。仮に場外馬券場であった場合でも、場外馬券場と特定して可否を問うべきものと考えます。都市計画審議会では、2人から反対意見が出され、今の市街化区域にできるだけ商業施設を集約する考えに逆行しているのではないか、あるいは駅東に集客施設を建てたいという可能性もあるのではないかという意見が出ました。反対意見以外に意見が出ない状態でしたが、当局は本件を撤回せず、結論が出し難い状況でありました。結果的に言いますと、会長から用途区域の変更の時点で再度見直すとの意見を付帯することで審議会の結論とすることになったのであります。今回この条例を制定した後、用途区域の見直しが予定されておりますが、その時点で特別用途区域を見直すのかしないのかお尋ねします。

また、中心市街地活性化基本計画を策定中で、準工業地域に大規模集客施設の立地制限をすることは、本基本計画の認定要件であると提出議案の説明書にありますが、認定の決定者は誰なのかお尋ねします。都市計画審議会では中心市街地活性化基本計画との関連の説明もなく、罰則規定が付帯することも説明がなかったことは遺憾なことと受け止めております。

次に、大規模小売店舗間の通用口の設置についてお尋ねします。

開発行為で新設する場合は、開発行為の資料を作成しなければなりません、それには測量会社、建設コンサルタント会社に1,000万円以上の委託費をかけなければなりません。それに要する開発コストは、最終的に消費者が負担することになります。大規模小売店舗法の立法趣旨は、大規模な店舗が立地する際、地域の住民が騒音を受けず、十分な駐車場の確保をすることによって路上駐車をなくし、交通の安全を確保することを目的としております。極めてシンプルな法律であります。そして、住民の合意を取り付けることが要件となっております。新設の場合は立法の趣旨に従って地域住民の合意

が大切でありますので、騒音、駐車場の調査は厳密であるべきです。しかし、一部の變更に当たる通用口の設置には、内容に即して申請のルールをあらかじめ設定し、過度の負担を避けるべきではないかと思うのであります。営業時間に関して言えば、営業時間のずれを拡大に解釈しないようにすべきであると考えます。時間のずれが地域住民の騒音が拡大するのかどうかには留意すればよいと考えます。

具体的には、大曲戸巻町にあるツタヤとバザールの土地の境界に、お互いに行き来できる通用口を2カ所設け、買い物客の利便性を高めております。現在でもタカヤナギ・イーストモールとマンガ倉庫・よねやとの間でも同じように互いに相互交通が可能であれば利便性が高まることが考えられます。市では、大曲バイパス上に広域商業エリアとして開発を許容するエリアを決定しようとしておりますが、今後、大型店舗が連綿として続く可能性があります。したがって、このような通用口を設置したいという要望は、まだまだ続くものと考えられます。互いの通用口を設置するには、大規模小売店舗法による手続きで駐車場・騒音などの調査報告書作成などにより300から500万円ほどの委託料がかかると言われます。新設の場合とは違い、通用口の設置には必要な手続きのルールを定め、過度の負担を避けることはできないものか考えを伺います。

次に、市街地再開発事業についてお尋ねします。

現在、市では市街地再開発事業を行うことを検討していると表明しましたが、市街地再開発事業は非常に難しい事業テーマであると思えます。但し、中心市街地の元気を取り戻すためには力を発揮する事業で、市が取り組もうとしていることについては私は賛成しているところであります。但し、秋田市の日赤婦人会館再開発事業などは、20年経っても内容が決まらないことや多大の予算を必要とすること、事業の主体が組合施行なのか公共施行なのかなど様々な課題が控えていると感じております。そこで質問ですが、費用便益分析をコンサルタントに発注すると言いますが、開発面積を示さないで発注することはあり得ないと考えます。場所がどこで、どれくらいの面積なのか伺います。

私は、跡地利用の課題もあり、現在の仙北組合総合病院を中心に水路、第二地区土地区画整理事業の区域線、藤田歯科・さとう肉店に区画される地区も含めた事業面積を検討してもらいたいと考えております。そこで質問ですが、市で計画する市街地再開発事業の事業面積は、全員協議会で説明された着色の図面にあるヤマサ、平山卸センター、第一生命、公設ビルを含む地区なのか、あるいは駅前通線を越えた仙北組合総合病院とその周辺地区を含んだ開発面積を合わせた計画なのか、事業面積を伺います。

また、市は市街地再開発事業を組合施行で行うことを説明されましたが、地元との協議はどのような段階にあるのか説明を求めます。

次に、仙北組合総合病院の移築について市民への説明についてお尋ねします。

現在、市と議会では仙北組合総合病院の移築について真剣な議論を重ねているわけですが、市が議会の求めに応じて積極的な説明をされていることは評価し感謝しているところであります。

しかしながら、議会は市民の代行者であります。そして病院はエンドユーザーである患者さんとその家族が第一の当事者でありますので、その立場に立った質問をいたします。

市は病院の基盤整備で真剣にならざるを得ないわけですが、市民から見ると、どんな病院ができるのか、どんな医療が受けられるのかが関心事であります。患者さんやその家族に対する説明が後回しにならないようにして欲しいわけがあります。県と厚生連、仙北市、美郷町と協議や交渉の重要な段階であっても、こういう病院になりますと医師の顔の見える説明の機会が必要ではないかと思えます。例えば数年前、仙北組合総合病院の建築問題でふれあい文化センターでシンポジウムを開きましたが、その時と同じように病院長、医師会の会長から今度はこのような地域の連携で、こういう医療体制になっていくのだという説明をしてもらう機会を設けて欲しいわけがあります。時期を選んで機会を設けて欲しいと考えるが、市ではどのように考えるのかお伺いしたい。

次に、人材を育成するにはどのようにするのかお尋ねします。

私はこの2カ月半という短い期間に議会活動を通じて強く感じたことがあります。それは大仙市が合併によって様々な職員の人材を抱えたということでもあります。そして、国が地方につける予算に対する微妙な変化があると感じた2点であります。国は地方分権時代にあわせ、ひも付きにならないようお金の出し方や使い方に自由度を高める工夫をしてきております。地方も全国知事会などで縦割りの条件のついた予算のつけ方に一致して反対している状況であります。しかも国や県がやってきた仕事を自治体が持つようになりました。このことは一層進むことでありましょう。また、地方自治体は地域経営の時代に移り、職員に求められる人材像は大きく変わってきたと言えます。自分で判断し、工夫、改善、企画していく人材の育成が求められております。

しかしながら、人が変わることは最も難しいテーマであります。それを実現するためには、市のトップ自ら人材育成に取り組むしかありません。トップ自ら筆を取り、求め

られる職員像を示すことが大切であります。それが行政や実業界を問わず人材育成の王道でもあります。合併を勧めるパンフレットには、必ず合併後は専門性の高い職員を置くことができると記載されておりますが、現在、専門性の高い職員を育成するにはどのような手だてをされているのか、都市計画の立案、農産品の商業化に関わる職員の育成はどうされているのか、お尋ねいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 12番石塚柏君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、大仙市の都市計画についてであります。

はじめに、第二地区土地区画整理事業と駅西地区の位置付けにつきましては、ご案内のとおり本市における人口集中地区は大曲駅前から大仙警察署に至る地区を中心とした約4.8k㎡となっております。大曲駅前第二地区及び大曲駅周辺地区は、本市街地と一体となり古くから人口集中地区の中心を担ってきた地区であり、大曲仙北圏域の中心市街地として様々なサービスを提供しながら、長年にわたり地域経済や活動を支え、伝統、文化、地域コミュニティ等の多様な歴史的蓄積を重ね、商業、業務、行政、文化、教育、医療などの施設等、ハード・ソフト両面の多彩なストックを保有する圏域の顔として発展してきたところであります。

しかしながら、大曲駅前に通ずる不整形な県道等に沿って無秩序に拡大した街並が多く、今日の車社会に適合しない災害に弱い都市構造となっております。こうした現状を踏まえ、密集市街地を安全・安心な市街地に再生し、良好な中心市街地として後世に引き継ぐことを目的に、土地区画整理事業を実施してまいりました。

昭和63年から実施している大曲駅前第二地区土地区画整理事業は、当初計画では事業費165億円、事業期間を平成19年度とするものでありましたが、中心市街地の空洞化や今日の経済状況など目まぐるしく変化する社会状況を見極めながら平成5年に195億1,000万円、平成9年には224億4,000万円と事業費の変更を行い、平成14年には259億3,000万円と変更し、事業費の拡大とあわせ事業期間を平成24年度まで延長しております。

また、平成20年7月に議員全員協議会でご説明申し上げましたように、都市施設の変更並びに過去の実績の精査に伴う事業費の増額により、全体事業費298億円、事業期間を3年間延伸する平成27年度までの計画で現在国と協議中であります。

大曲駅周辺の位置付けや役割並びに事業の目的、重要性については、計画当初と同様と考えており、良好な中心市街地として後世に引き継ぐことを目的に事業を進めたいと考えております。

一方で本年7月に策定いたしました大仙市都市計画マスタープランにおいては、都市機能が集積し、交通結節機能が充実している大曲駅周辺を大仙市の中核拠点と位置付け、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点とするとしております。当地区の恵まれた地区特性を十分に活かし、魅力的な街並の形成や都市機能のさらなる充実に寄与するため、これまでも駅西地区の大曲駅前第二地区土地区画整理事業や駅東地区のインフラ整備を含めたまちづくり交付金事業を導入し、都市基盤の強化に努めてきたところであります。

駅西地区につきましては、自動車に過度に依存することなく住宅、商店街、医療、福祉等の都市施設がまとまりよく配置され、楽しく日常の生活ができ、歩いて暮らせる生活街として再生を図ることで賑わいや交流が生まれることを期待できるものと考えております。

また、株式会社TMO大曲による空き店舗を活用した賑わい創出施設「花火庵」を運営するNPO法人大曲花火倶楽部内で展開する「大曲花火屋」や地域ボランティアによる「のびのびらんど」、民間団体である土屋館衆が立ち上げた民間主体イベント事業、ペアーレ大仙における各種講座やボランティアの活動、NPO障がい者自立生活センター「ほっと大仙」が運営する福祉店舗「ほっぺ」、さらには本年7月に完成した大花都市再生住宅内には、高齢者生活相談施設や市が委託したNPO法人大仙親と子の総合支援センターによる子育て支援施設「まるこのひろば」を開設するなど、賑わいを取り戻すため、まちおこしの多様な活動が実施されており、現在策定中の中心市街地活性化基本計画においてもこれらの活動に対し支援策を検討いたします。

次に、内環状線の事業見通しについてであります。

はじめに、中通線の大曲バイパスとのアクセス道路としての位置付けにつきましては、当路線の都市計画決定の背景は昭和47年まで遡りますが、その時点ではまだ国道13号大曲バイパスの線引きがなされておらず、都市計画道路丸子線が現在の大曲バイパスと平行してJR奥羽線との中間的な位置に、中通線は丸子川に沿うように配置され、丸子線に接続する計画となっていたものであります。その後、昭和55年に国道13号大曲バイパスが都市計画道路大曲6号線として都市計画決定がなされ、中通線と丸子線はそのまま存続したものであります。昭和63年には中通線は現在の線形と同様、駅東線

にT字接続する形で変更決定し、その際、丸子線は昭代橋の上流部で中通線にT字接続とする変更を実施しております。したがって、中通線は変遷した路線配置の中においても大曲バイパスには直接接続していません。

都市計画道路中通線は、先に述べたとおり途中変更を経て、駅東線から大花町を経由して駅西地区に至る路線でありましたが、アクセス性の強化や利便性の向上を目的に、その後花園線を計画決定し、2路線あわせて中心市街地を周回する、いわゆる内環状道路の性格を有した線形配置としたものであります。

これらの路線は、国道13号から大曲駅東口に直結する完成済みの駅東線と交差することから、交通結節やアクセス機能の強化はもちろん、地域間交流、物流、商業、観光などあらゆる面で大曲都市計画の中でも最も重要な骨格幹線の一つであると認識しております。こうしたことから、中通線の整備は大曲駅前第二地区土地区画整理事業においても積極的に進めることとしたものであります。ご案内のとおり当事業は面的整備により行われ、それぞれの権利を適切に配置する換地計画に基づいて、概ね各街区毎に道路、住宅等を同時施行する手法によって整備を進めております。ある一定の道路を優先的に整備した場合、適切な換地先が確保できず権利者に対し長期間の中断移転を余儀なくされることや、その間の仮住居補償が発生するなど事業費の増大のリスクが生ずるなど問題が多いことから、面的整備手法により事業を進めておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、内環状線の完成見通しについてであります。中通線は大曲駅前第二地区土地区画整理事業地区内の駅西地区においてはJR奥羽線立体交差部を除き完成供用をしております。同事業地区内の大花町側につきましても平成27年までの事業期間の完成を目指し、鋭意整備を進めております。さらに、残る土地区画整理事業の区域北端から駅東線までの整備につきましても、他の主要事業との調整や財政体力を勘案しながら、できるだけ早期の完成を目指してまいります。

この中通線の完成により、地域内外はもとより大曲駅東西の交流促進による中心市街地の活性化にも資するものと考えております。

次に、中心市街地の抜本的対策についてであります。

市では、市の玄関であるJR大曲駅を中心とする東西約100haを対象に、大仙市中心市街地活性化基本計画の策定を進めているところであります。

中心市街地のあるべき姿を「高齢者をはじめとする多くの市民の暮らしに安心と潤い

を与えられる、機能的で利便性の高い中心市街地」とし、TMO大曲や商工会議所、商店街等の関係者で構成する大仙市中心市街地活性化協議会で様々なご意見をいただいております。

将来の人口減少や少子高齢化社会においても持続可能なまちづくりに向け、中心市街地の活性化に関する法律並びに大仙市総合計画及び大仙市都市計画マスタープランに基づき策定してまいりたいと存じます。

議員ご質問の内環状線、都市計画道路中通線につきましては、先程の答弁でその位置付けについて申し上げたところでありますが、中心市街地の活性化を図る上でも重要な幹線道路であると認識しており、早期の完成に向けて努力してまいりたいと考えております。

一方、仙北組合総合病院の駐車場につきましては、現在の駐車場が病院所有のものだけではなく、その一部が借り上げによるものであることから、現段階では交換、集約による駐車場建設の実現は難しい状況にあると伺っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり中心市街地の活性化のためには、病院駐車場を含めた今後の駐車場のあり方について検討が必要であると認識しております。将来的な周辺地区の駐車ニーズや既存の近隣駐車場の動向などを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路の見直しについてであります。都市計画道路丸子線は国道13号大曲バイパスの供用などの道路環境の変化や周辺の現道等の既存ストックを活用する交通量配分を分析した結果、既存道路で十分対応できることから、その必要性は薄れたと判断し、今回廃止したものであります。

大曲都市計画道路につきましては、私が大曲市長に就任した直後に見直しを検討しており、平成16年度に寺町線は主要地方道大曲大森羽後線から国道105号間、昭和通線は上栄線から飯田線間のそれぞれの一部区間の廃止、上栄線は大曲橋架け替えに伴う線形を変更する内容で3路線の変更決定を行っております。

今回廃止した丸子線、大花地下道の2路線を除く都市計画道路28路線のうち長期未着手の道路は5路線であります。少子高齢化や人口減少が想定される中、国が策定した交通量の新フレームにおいても今後減少することが示されていることなどを踏まえ、変化する社会情勢や交通体系を適切にとらえ、見直すべき路線は廃止、変更を含めて適宜慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、特別用途地区の条例制定についてであります。

中心市街地の区域につきましては、大仙市都市計画マスタープランにおいては、既成の商店街や官公庁、医療福祉施設などの都市施設が集積している地域を市の中核拠点と定めており、概ね国道13号、国道105号、都市計画道路上栄線、雄物川に囲まれた区域について中核拠点としての機能強化を図るとともに、持続可能な都市づくりを目指すこととしております。この区域の中でも大曲駅前第二地区土地区画整理事業やまちづくり交付金事業による基盤整備を進めてきた大曲駅周辺の約100haについては、今後も重点的に都市機能の強化や活性化を図ってまいります。

次に、特別用途地区の見直しについてであります。

特別用途地区の設定につきましては、現在策定中の中心市街地活性化基本計画の認定条件にもなっており、郊外の大規模集客施設の立地を防止するため、準工業地域の上に1万㎡を超える集客施設を制限することを目的としたものであります。具体的な建築物の制限要件は、今次定例会に上程しております大仙市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例において定めるものであります。

来年度以降は大仙市都市計画マスタープランの基本方針に則りながら、都市環境を取り巻く社会情勢の変化などによる時代の要請を的確にとらえ、用途地域や都市計画地域の見直しを検討してまいります。

質問の第6点目、大規模小売店舗間の通用口の設置に関する質問につきましては、農林商工部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、市街地再開発事業の開発面積についてであります。

はじめに、費用便益分析についてご説明いたします。

費用便益分析は、事業区域から概ね500m程度の徒歩で事業区域までアクセスできる「狭域圏」と、狭域圏から概ね10kmの車等により事業区域へアクセスが容易な範囲「広域圏」における収益性、利便性、生産性、快適性の向上がどのようになるかを、事業ありの場合と事業なしの場合の比較により計測するものであります。

現在、市街地再開発事業として想定されている事業区域は旧ヤマサ周辺で、旧ヤマサビルを中心に狭域圏と広域圏を設定することで、現病院とその周辺も含んだ費用便益分析が行われるものと考えております。

次に、地元住民や中心市街地活性化協議会等との協議についてであります。地権者と想定される方々には市街地再開発事業の計画と事業実施に当たっての協力をお願いし

ておりますが、地元住民や中心市街地活性化協議会等に対する説明は、この後実施してまいりたいと考えております。

最優先課題であります病院の移転改築に向けて建設場所となる土地を市街地再開発事業の手法を取り入れ確保したいと考え、建設場所を含めた事業区域の範囲を定める作業を現在、関係機関と協議し進めている状況にあります。

しかしながら、地域医療再生計画による病院建築の期限が平成25年度末となっていることから、当該事業に係る地元住民や中心市街地活性化協議会との協議を進めていく必要があると認識しておりますので、今年度内には本事業に関する協議会等を開催し、事業に対するご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

質問の第3点は、仙北組合総合病院についてであります。

はじめに、新病院における医療サービス等の市民への説明についてであります。県が国に提出した地域医療再生計画は、県が大仙・仙北圏域内の病院や医師会、地元自治体等の意見を聞きながら現状と課題を把握するとともに、その解決策について検討し、各医療機関の連携強化を図ることを目的に策定されております。この中で仙北組合総合病院を大仙・仙北医療圏の中核病院として、現在の医療ニーズに適応した救急医療やがん・脳卒中など高度専門医療を提供する病院として位置付けております。

医療機関の機能分化により仙北組合総合病院を急性期医療に特化させ、圏域の医療機関との連携により急性期治療を終えた患者が回復期や慢性期、在宅療養支援を担う医療機関等にスムーズに転院できる体制を整備することにしております。この計画は、現在構想段階であり、国の認定を得られれば再度関係機関との協議の上、具体的な計画が策定されると聞いておりますので、計画が示されましたら議会にもご報告させていただきたいと存じます。

また、市民等、圏域住民への説明につきましては、杉沢議員にお答えいたしましたとおり、新病院の構想が固まり次第、圏域住民への説明の機会を設けてくださるよう秋田県厚生連、仙北組合総合病院に要請してまいりたいと存じます。

なお、開催に当たりましては、仙北組合総合病院の改築は圏域住民の高い関心の事業でありますので、わかりやすい説明会をお願いしてまいりたいと存じます。

質問の第4点は、専門性の高い人材の育成についてであります。

市町村合併の効果といたしましては、行政サービスの高度化・多様化、行政運営の効率化及び広域的観点に立ったまちづくりなどが期待されているところであり、こうした

ことを実現するためにも職員の能力向上が大変重要なことであると認識しております。特に新たな時代の要請に応えるためには、自分が担当する業務の専門性だけでなく、政策形成能力や政策法務能力など高度化・多様化した市民ニーズの把握や行政上の問題を自ら発見し、その解決策を考え、条例や予算等の具体的な措置を通じて政策を実行していく創造的な能力が求められております。

本市の人材育成につきましては、職員が仕事を通じて自己成長・自己実現を目指すことにより組織を活性化させ、市民満足度を高めるということを基本的な方針としており、具体的には日頃の職場内での仕事を通して必要な専門性を高めることをベースとしておりますが、昨年度から外部の専門家の力を借りて新たな階層別研修も実施しております。これは管理職、課長補佐、係長及び主任の4階層への昇格者に対し、それぞれの職階に応じた役割を認識するとともに職責に適応できる行動力や判断力を自己分析することにより、他の職員とのコミュニケーション能力を向上させることを目的としているものであります。また、県の自治研修所などでの職場外研修や通信教育などによる自己啓発も取り入れながら、職員能力や専門性の向上に努めております。

職員数が減少する状況におきましては、職員自らが意識改革を図り能力開発を行うことが大変大事なことでありますので、市といたしましてもそうした職員のスキルアップやレベルアップにつながるよう、様々な方策により環境を整え、求められている職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（児玉裕一君） 次に、藤原農林商工部長。

○農林商工部長（藤原 薫君） 次に、既存店の大規模小売店舗間を通用口で接続させる場合においての手続きについてであります。はじめに今回のご質問の手続きに関する法令である大規模小売店舗立地法の概要につきまして、ご説明申し上げます。

法律の目的は、大規模小売店舗が地域社会との調和を図っていくためには、交通・環境問題等の周辺的生活環境への影響について適切な対応が必要であることから法を制定し、地域住民の意見を反映しつつ地方自治体が大規模小売店舗と周辺的生活環境との調和をとるための手続き等を定めているものであります。

法律の概要は、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗を新設・変更する事業者は、店舗の所在地に属する都道府県に提出しなければならないこととなっております。

また、国は生活環境の保持のため、交通、騒音、廃棄物等、設置者が配慮すべき事項

を指針として定めております。設置者は指針に沿って駐車場の確保、騒音の抑制、廃棄物の保管等の対応を図らなければならない、都道府県は地元市町村や地元住民等の意見を踏まえ、設置者に意見を述べることができ、都道府県は設置者が意見に従わない場合には勧告等を行うことができることになっております。

法の運用主体は都道府県と政令都市とされておりますが、本県の場合は秋田県が法の運用主体となります。但し、市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき大仙市に所在する店舗については平成19年4月1日から大仙市が法の運用主体となっております。

法の大規模小売店舗の定義としては、ひとつの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものとなっております。ひとつの建物とは、屋根、柱または壁を共通する建物で当該建物が公共の道路などで隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分を指しますが、2つ以上の建物であっても通路によって接続され、機能が一体となっている場合は「ひとつの建物」として扱われます。

議員ご提案のとおり、通路により各店舗間を接続することは、買い物客にとっては利便性が高まるなど大変良いことであり、周辺的生活環境もほとんど変化がないと思われませんが、先程ご説明申し上げました大規模小売店舗の定義により、当初は別々の大規模小売店舗として届出がなされたものであっても、その後通路により接続され、機能が一体となった場合はひとつの建物、つまり同一の大規模小売店舗となります。

このように別々の大規模小売店舗を通路で接続する場合には、いずれかの大規模小売店舗についての増床の変更の手続きが必要となります。

なお、大規模小売店舗立地法の手続き前には、新設案件において同法律とは別に開発行為による許可も必要となりますが、既設店舗で開発行為許可済みの案件で許可後の用途に変更ない場合は手続きは不要となっております。

また、通路部分の土地の権利者からの使用許可についても事前の協議が必要となります。

既存店での通用口設置に伴う変更案件につきましては様々なケースが想定されますが、法で定める駐車場の確保、騒音の抑制、廃棄物保管等の対応をとった届出内容が必要となります。

例えば、通路設置と同時に閉店時間や駐車場を利用できる時間帯を変更する場合においては、騒音等予測結果などの資料も添付することになります。また、通用口の設置と

ともに自動車の出入り口を追加する場合においては、交通渋滞の予測で来客の自動車の方向別台数の予測結果などの資料を添付することも必要となります。このような周辺の生活環境への影響を調査するためには相当の経費がかかるものと思われます。

このように変更案件毎に届出に伴う添付書類は異なりますが、通用口のみを設置でそれぞれの店舗が出入り口の数、位置に変更がない場合、かつ営業時間、駐車場の利用できる時間帯に変更がない場合は、周辺の生活環境への影響も少ないものと予想されることから、生活環境に影響を与える部分以外の資料は不要と考えられます。

いずれにつきましても個別案件において変更する内容が異なりますので、詳細につきましては各設置者から市にご相談いただければ適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（児玉裕一君） 12番、再質問はありませんか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 第1番目の都市計画に関連してですけれども、駅西地区、特に通町に代表される商業施設が集積しているところを商業地区として用途区域の設定しておるわけですけれども、これについては変更がないと、住居地区に用途地区を変更することはないということなのかどうかですね、是非お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程答弁したとおりでありますので、変更はございません。

○議長（児玉裕一君） 再々質問。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） もう一つ、なかなかその、やっぱり一問一答でこう議論を積んでいかないとなかなか難しいのかなということが一つあります。しかし、今回こういうふうに議論をすることによって、議事録があるということで、これをスタートにして私というか議員の活動をスタートさせるんだという気持ちで頑張っていきたいものだなと思っております。

特にですね、特別用途地区の問題についてであります。用途区域の変更に伴って、都市計画審議会ではそれに合わせてもう一度見直すんだという議事録もあるわけですし、その辺のところをもう一度特別用途地区そのものを見直すということがあるのかなのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 都市計画審議会での詳しいやりとりについては、概略は報告も

らっておりますけれども、私存じませんので、この問題は大変微妙な答えになると困るので、担当部長より答弁させます。

○議長（児玉裕一君） 中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 特別用途区域につきましては、先程市長から申し上げましたとおり、この後用途区域の変更について見直しを行うこととしておりますので、その中で検討してまいりますけれども、そういう予定でございます。

○議長（児玉裕一君） 2番に対する再質問はありますか。あとよろしいですか。はい、12番。

○12番（石塚 柏君） 最後に、内環状線についてであります。

○議会事務局長（田口誠一君） 大項目は今やりましたんで、1番については。

○12番（石塚 柏君） 終わりましたか。わかりました。内環状線はいいです。

あとはいいです。これをスタートにして頑張っていきますから大丈夫です。

○議長（児玉裕一君） よろしいですか。これにて12番石塚柏君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後2時30分からといたします。

午後 2時22分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（児玉裕一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 本日最後の質問者として、通告に従い、早速質問をさせていただきます。

まず、改定水道料金についてです。

新しい水道料金体系が6月に示され、来年7月から実施に向けて、この9月議会で議決されたばかりであります。私はこの料金体系の改定には、上水道と簡易水道とに大きな格差を持ち込んでおり、同一料金とすべきとして簡易水道給水条例改正案に反対したところでありました。その後、市民からは「大曲よりも旧町村の水が特別においしいとでもいうのでしょうか」ということや、また、「山村の集落に配線した電気、電柱、これによる電気代が、特別その山村集落の電気料が高いというような、そういう話は聞いたことがない」、また「税金だって保育料だって平等なのに水道料金が住む地域によって異なるのはおかしい」、こういう不均一料金に対する疑問がたくさん寄せられている

ところです。改めて水道料金は同一にすべきだという立場から伺います。

水道は生活に直結して、健康と生命維持に欠くことはできないものでありますが、その整備には極めて大きな負担を伴うこと、また、採算性の確保が困難であるか、長い期間を要するものであることなどから地方公共団体の実施する事業として公営企業会計に位置付けられているところでもあります。給水人口規模によって上水道、簡易水道に財務上、分けられておりますが、いずれも非常に高い公共性を持って住民の福祉向上に資する公の施設であります。公の施設の使用料は地方自治法では、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならない、また、普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有している、このようにありますように、平等の原理に従って同一サービス、同一料金の原則が定められているところでもあります。水道事業におけるこの料金も、この原則で定められるべきであり、水道事業の諸条件や住む地域によって料金が異なるという差別があってはならないと思うものであり、同一料金にするよう求めるものであります。これに対する見解を伺います。

さて、水道料金の格差は平等の原理に反するという以外にもいろいろな影響をもたらしてきます。介護保険施設では、ホテルコストと言われ、部屋代、電気代、ガス、水道料金などが保険外負担となって入所者や利用者の個人負担が増えるという事態になっております。簡易水道区域の施設におきましては、この度の改定によって大幅な水道料金が跳ね上がるわけですが、それが利用者の負担にも跳ね返ってくるのが予想されるわけです。また、施設の経営も利用者の負担も格差料金のために同じ大仙市にありながら所在地によって大きなこうした影響が出てくるというのは問題であると思います。このような認識はお持ちなのかどうか伺います。

また、簡易水道の改定料金は一般家庭の負担増もさることながら商売、営業で多量に水を使うところでの負担増は甚だ大きいものがあります。現行で月12万円程度のところでは、いずれ2倍以上、27、8万円の負担となるわけであり、こうしたことから、住民が住居を移したり、また、廃業したり、今でも深刻な過疎化なのに一層拍車をかけることにつながりはしないかと心配ではあります。せっかく多額の経費をかけ整備した水道の利用者数が減って、施設の維持管理費だけが膨らんでいくといった水道経営そのものに甚大な被害をもたらすのではないかと心配されるものであります。こうした格差料金をもたらす影響について、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

公の施設の使用料は、最初に申し上げたように同一サービス、同一料金が原則だと思

いますが、なお経済的な負担能力のない人には減免措置をとるというのもあります。水道料金においても同じことだと言えます。水道料金を節水しようにもできない、節約しようにもできない介護家庭や育児家庭、多人数世帯では、今回の改定で大幅な負担増となることから所得による軽減措置を行うよう再三求めてきたところであります。核家族化、過疎化、高齢世帯の増加など、地域のコミュニティが年々崩れていくこの大仙市におきまして、上記に掲げるような家庭が家族や地域形成の姿として大切にしたいものだと思います。そのためにも行政の支援を行うべきだと思います。改めて介護、育児家庭、そして多人数世帯の経済的事項のある家庭には、水道料金の軽減措置を行うよう求めるものですが、これに対する見解を求めます。

質問の2番目に住宅リフォーム助成制度の創設について伺います。

長引く不況、失業率の増加、求人倍率の低下、県民所得の減少等々、依然経済状況の悪化は続いております。昨年末から大仙市では緊急雇用対策などで100人程の雇用が図られてきたところでありますが、これに対しては敬意を表するものであります。

しかし、市民全体の経済活動を発起するには、雇用と仕事起こしに大胆かつ工夫も凝らした対策が求められていると思います。その点で6月議会でも提案いたしました、住宅リフォーム助成制度について重ねて要望いたします。所得が低迷している状況から新規の住宅建設も進まぬ状況にもある中、軽微な改修も含めて住宅リフォームに対する助成制度というのは県内では横手市、三種町、全国では85自治体の実施し、急速に広まってきているようであります。横手市では6月26日から受付を開始して以来518件の申し込みがあり、予算も当初3,000万円だったものを追加補正を重ね1億4,129万円になり、工事施工業者は234社、対象工事費総額約12億円というふうに、大変好評のようであります。地元業者や職人などが多く関わって、大量の材料や資材も動きますので、投資された分は全部地元還元される、そういうことで経済効果も大変大きいようです。是非とも当市でも住宅リフォーム助成制度創設に向け検討されるよう、実施されるよう望むものですが、いかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、改定水道料金についてであります。

はじめに、今回の水道料金改定につきましては、平成16年の合併協定において、上

水道、簡易水道の使用料並びに加入者負担金は、合併時は現行どおりとし、新市において水道事業計画を策定し新たな料金体系を構築するとしており、合併後、平成19年度に大仙市水道事業基本計画を策定し、昨年8月に担当職員で構成するワーキングチームを、同10月に私を含め両副市長及び関係部課長で構成する庁内検討委員会をそれぞれ立ち上げ、大曲地域の上水道事業と神岡、西仙北、中仙、協和、南外及び仙北地域の市営簡易水道事業に係るそれぞれの新たな料金体系案について策定作業を進めてきたものであります。

本市議会に対しては、本年6月定例会の議員全員協議会において改定案につきご説明させていただき、その後6月25日から7月25日まで市内の全8地域協議会への説明を行っております。

また、大仙市上水道事業審議会を6月29日から7月27日まで3回開催し、上水道及び簡易水道に係る料金改定案を諮問し、上水道につきましては「値上がりが見込まれる使用者には特に理解を得られるよう説明に努められたい」、簡易水道につきましては「加入率の向上に努められたい」「住民説明には万全を期されたい」、以上の付帯意見を付して原案を承認するという答申をいただきました。その後、8月に中仙地域の極楽野・立石地区、豊岡地区及び入角地区の3地区と仙北地域の仙北南地区及び戸地谷地区を対象とした説明会を経て、9月定例会に上水道及び簡易水道の給水条例改正案を上程し、それぞれ原案のとおり可決いただいたものであります。

その改定の要点であります。上水道料金につきましては、上水道の少量使用者が増加する傾向の中で現行料金体系では基本水量内であればその使用量にかかわらず水道料金が同額となるなど、少量使用者の過負担を招くことから、基本水量を廃し、使用状況に見合った料金体系の設定としたものであります。

簡易水道料金につきましては、現在の簡易水道料金は合併前の旧町村の料金体系をそのまま引き継ぎ運用しており、これを統一することと経営基盤の強化を主眼とした料金体系の設定としたものであります。

議員ご質問の上水道と簡易水道料金を同一にするよう求めることにつきましては、上水道は地方公営企業法に基づき経営の基本原則として、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとされ、独立採算による経営が大原則とされております。

大曲上水道事業は今年で通水50周年を迎えましたが、これまで旧大曲市の市政の発

展に伴い、給水地域を拡大し、必要な施設を整備しながら受益者の理解と負担をいただき企業会計により独立採算制を維持し、財源の98%を水道料金収入として運営してまいりました。

一方、簡易水道事業は、地方財政法に基づき、運営に係る経費は基準内繰入金を除き料金収入をもって充てなければならないとされ、上水道事業同様、独立採算による経営が要請されております。

このように経営の大原則として独立採算が要請される水道事業において、簡易水道事業につきましては事業の主な財源として簡易水道事業債を借りて実施しており、平成20年度の簡易水道事業債の発行額は8億5,960万円で、合併前に各地域で実施してきた水道施設整備事業に係る発行額を合わせた20年度末の起債残高は約107億3,729万円となっております。

また、合併以来適用してきた旧町村の料金体系は、事業収支を反映した適正な設定となっていなかったこともあり、毎年度収支不足額を生じており、一般会計から多額の繰入金をもって経営を維持している状況であり、平成20年度の繰入額は5億1,194万4千円となっていることから、このような経営体質を改善するため基準内繰入金はなお充当しながら、本来の応益負担に近づけるべく平成22年度から段階的に増額改定し、31年度には全地域統一を図ることとしたものであります。

このように上水道事業と簡易水道事業は事業背景、経営基盤、会計手法など大きく相違しており、それぞれに必要な所要の改定を行ったもので、料金差が生じているものであります。

なお、経過措置期間中は料金の差は縮小されておりますし、平成22年度の第1回改定では中仙及び仙北地域については上水道料金を下回る場合もあるようであります。

いずれにしましても経営状況等から判断して現段階では上水道と簡易水道料金は統一はできませんが、水道事業につきましては厚生労働省から平成28年度まで事業の統合が求められているところであり、将来的に上水道事業と簡易水道事業の統合についての検討が必要になりますが、健全な経営体質を構築するためにも、まず簡易水道事業の経営の基盤の強化を図り、その上で公共料金としての上水道及び簡易水道料金の統一について検討してまいりたいと考えております。

次に、上水道と簡易水道の料金格差がもたらす影響についてであります。ただいま

申し上げましたとおり、現段階で上水道と簡易水道の料金差についてはやむを得ないものでありますが、簡易水道につきまして増額改定となることから現行料金に対して使用者の負担が増となることは確かであります。これにつきましても厳しい市の財政状況の中で旧市町村の料金体系をそのまま引き継ぎ、一般会計に大きく頼る経営を今後とも続けなければ市の財政のさらなる硬直化を招き、簡易水道事業の運営そのものが立ち行かなくなる恐れが十分にあります。このため、収益効率の悪さなど経営条件の厳しい簡易水道事業を今後とも持続していくために、一般会計からの基準内繰入金はなお充当することとして、本来必要な所要額を算定し改定するものであり、その改定料金の適用につきましては平成22年度から平成31年度までの9カ年をかけて段階的に改定し、31年から簡易水道地域の料金の統一をするもので、経過措置期間中は基準内のほか、これまで同様に基準外繰入金も充当し、急激な負担増の軽減を図ることとしております。また、支払う意思があっても全額支払えない使用者に対しては、料金の分納に応じるなど料金収納においても配慮していきたいと考えております。

次に、介護、育児、多人数世帯の経済的事項のある家庭に水道料金の軽減を求めることにつきましては9月議会でもお答えいたしました。水道事業は電気事業及びガス事業同様、公益事業と位置付けられており、受益者負担の原則のもとで独立採算制により運営されるべきものとされており、その料金につきましては応益負担として使ったら使った分だけの負担をいただくものであり、電気・ガス事業においても減免措置は設定されておりませんし、県内各市町村の水道料金体系においても減免措置を講じている例はありません。

また、平成20年度末の上水道と簡易水道を合わせた市営水道の給水人口は、全体行政区域内人口の約64%で、残り36%は組合営水道または自家水道の利用者で、市営水道を使用していないものであります。このようなことから、他の公益事業同様に一般の使用者の経済状況や生活形態に配慮した料金設定については、水道事業としてはできないものと考えております。

質問の第2点、住宅リフォーム助成制度の創設に関する質問につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

○議長（児玉裕一君） 次に、中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 質問の第2点は、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

この件につきましては、本年6月第2回市議会定例会でも申し上げましたとおり、関連する制度として、現在秋田県においては利子補給や資金貸付制度があり、本市では当制度の活用啓発に努めているところであります。

全県的に見ましても補助制度を実施している市町村は少なく、議員ご指摘の横手市と三種町のみとなっております。両自治体とも市民の生活環境の向上と経済危機対策として市内産業の雇用創出を図るため実施しております。

住宅リフォーム費用の補助につきましては、横手市の場合は当該工事に要する経費が50万円以上のものとし、補助金の額は補助対象工事に要する経費の15%に相当する額で、50万円を限度としております。三種町の場合は、20万円以上の工事に対して15%の補助額であり、30万円を限度としております。

現在、秋田県では住宅リフォーム助成制度について市町村からの問い合わせがあることから、全県的にその必要性について検討中であるとのことであります。

今後、県の調査検討結果を注視するとともに、全県的な動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（児玉裕一君） 2番、1番についての再質問はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 水道料金の格差についての是正する気は、さらさらないというふうなのが立場のようでありますけれども、そもそも水道事業というものは法定で決められた公営企業会計に位置付けられているのが上水道なのであって、簡易水道も公営企業会計に位置付けられていることは間違いありません。公営企業会計というふうなのは、基本的に採算をとれると、なかなか独立採算といっても採算がとれるものじゃないからこれが自治体でやるというふうに設定されている中身なのであります。そういう意味では答弁でありました98%が上水道の場合には料金収益でやっているんだからというふうなことを言うておりますが、こうした大曲中心の料金収入、上水道の収益は毎年1億円以上も純利益を上げているわけですが、この公営企業でこれだけの黒字を毎年上げること自体に私は問題があるというふうに思っているんですね。簡易水道というふうなものも上水道というのも、いわゆる国民の生活に欠かせない、これは国と地方公共団体の最大事業であります。当然これは国民、市民の衛生的で文化的な生活向上のためにはやっていかなきゃならない事業なのであります。効率の悪いところ、当然あるわけですが、それにもしっかりと国と町が財政を出して進めていかなければならない事業なの

であります。じゃあ上水道は残っている、まだ設置されていないところに係る費用、松倉地区もそうですし、大曲でいけば四ツ屋東部だとかそういったところにも布設希望があるわけです。こういったところにかかる経費というのは、旧町村の神宮寺、あるいは刈和野、こういったところに布設するよりも当然事業費は、工事費がかかります。そういう意味で簡易水道の多くが一般財源を大幅に出さなければやってこれなかった、これは当然なのでありまして、そういう事情を抱えた8つの市町村が合併したのであります。合併した以上、水道事業は一本でやられることが当然だと私は思っています。いずれにしても水道事業を統一しなさいという指導もあるわけで、28年度以降あたりまでには何とか考えなければいけないといいながら料金だけは変えないと、これはどう考えても、格差をなくさないで、これはちょっとどう考えても道理に合いません。是非その辺をもう一度考え直してもらいたいと思います。

それからもう一つ、二十数%の人たちがいわゆる高額な税金を投入した水道事業に参加していないんだから、税金を何かこう不公平感があるみたいなことを度々答弁でも言われました。しかし、それを言い始めるときりがありません。税金が市民のごく一部に使われるケースなんていうのは挙げればきりがありません。土地改良事業で基盤整備で受益者負担は1割で残る9割は税金、こういうふうなものもありますし、さっきの出された土地区画整理事業、これで利益を受ける、そういう対象も全市民のごく一部ではないですか。そういうふうなことで言いますと、この水道というふうなものを、このごく一部の人たちだからこの料金をこの高い料金のままやっつけていいんだというふうにはならないわけでありまして、これはやっぱり。そして最後に私が今回の質問で取り上げた格差是正の最大の理由は、やっぱり水道料金は使用料なんだと。使用料の扱い、原則というなのは、同一サービス、均一料金、これが原則ではないか、こういった点から、この点をやっぱりしっかりと見て、この格差是正をやっぱりすべきだというふうなことなんです、その点どうですか。よろしくお願いします。

○議長（児玉裕一君） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程来6月から答弁しているとおりで、全然変わっていないんですけれども、改めて申し上げます。

まず、上水道は公営企業法、それから簡易水道は地方財政法ということで、ルールのもとでやらなければならないということになっております。そこだけはまず理解していただきたいと思っております。いろいろ考え方あると思っておりますけれども、例えばその原水一つ

にしても、これが国が全部原水は無料で供給するとかそういうことになればいいわけですが、水道事業それぞれ水源は自分たちが確保しなければならないということで、安い水源もあれば高い水源もあるわけでありまして。大曲の上水道は比較的水源費に恵まれたものだと思っております。買わなければならない、かなり高額な形で川の水を買わなければならない、そういう水道事業経営もあるわけでありまして。そして、この水道事業につきましては、上水道事業につきましては、利用する皆さんの料金収入を得て、少しずつ建設費に貯めたりしながら拡大していく。利用者全体の合意に基づいて効率の悪いところに拡大していけるような制度でやってきているのではないかと思います。大曲上水道の場合は、相当いろんな経営努力によりまして、先程申し上げましたように98%、料金で賄ってきたという経営をしております。これからのまだ未普及地につきましては、少しずつ建設の改良資金を積み立てたりしながら、老朽化、更新の問題もありますので、そういうものに対応しながら、その料金の中であくまでも経営してきた優良なやっぱり水道事業であります。

もう一つ、簡易水道事業につきましては、それぞれの町村で、それぞれの考え方で簡易水道事業を経営してきたわけでありまして。大仙市となりまして緩やかな形で、やはりこの部分はまず統一しておかないと、28年にどういう形で国がその上水道、簡易水道を統一しろというあれを出してくるかわかりませんが、おそらく安い方に合わせて国の負担を大きくして料金を統一という考えはないと思います。おそらく高い方に合わせるというような関係でくるのではないかと思います。そういう事態に備えながら、やはりそれぞれの旧町村で、それぞれの独自の考え方でやってきたこの簡易水道の料金の部分を、ある程度時間をかけながら今統一しておかないと大変なことになるのではないかなという我々は問題意識を持っております。

それから、いわゆるその個人で水を確保している方、あるいは小さい組合をつくって、組合に対する一部補助はございますけれども、それでやっている方が30%近くいるわけでありまして。そういう人たちもおりますので、これを水道料金を全部統一するということは、会計上も、あるいはそれぞれの利用されている皆さんの気持ちからも少し無理があるのではないかと思います。先程ほ場整備その他のいわゆるガイドラインの問題が出ましたけれども、これはやっぱりその農業とかそういうのは食料を生産する基盤に対して、永続する基盤に対して、これは地域、あるいはその国民の合意として一定のガイドラインに基づいて我々が負担するというそういうこととは少し違うのではないかと思います。

いますので、再三申し上げておりますけれども、水道料金の統一という問題には少し無理があるのではないかと考えております。

○議長（児玉裕一君） はい、2番、再々質問はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） いずれ事業を統一しようというふうなことが指導されるだろうし、その方向での検討が必要になってくるだろうというようなことは認めているわけですよ、市長さんも。そうなった時に、事業は統一するのに料金だけは統一しないというのは、これはどう考えても納得できないということですね。そういうふうなことです。

それからですね、この未整備の部分について、上水道においても未整備のところだんだん広げていくと、その予定はあるんだというふうなことをおっしゃいましたけれども、水道事業をやる自治体は、その実施事業計画において効率の良い整備計画を持たなきゃならないというのも、これも法律にちゃんと書かれていますよね。効率の良い整備計画とは何ぞやとなった時に、それは一自治体の中ではその枠の中で整備すればいいですけれども、合併した以上は、例えば大曲の四ツ屋の高関の東側と仙北の横掘地域、こういったところなんかは同一のルートでやれるのではないかと、松倉とかあいつたところは、今度は神岡の方から簡易水道を延長させればできるのではないかと、これがやっぱり合併したことによる一つのメリットとして利用できる効率的な運営のやり方だと思うんですね。そういう時にこういった料金格差というふうなものを残しておいては、そういうふうなこともできないんじゃないですかというふうになると思うんですね。いかがでしょうか、その辺は、ということです。どうでしょう。そんなことは考えていませんか。

○議長（児玉裕一君） はい、栗林市長。

○市長（栗林次美君） いや、それは前からご説明しているように、合併以前から大曲の水道を高梨地区に延ばしております。あるいは今、住民の皆さん方からも要望があって今計画しているのは、要するに松倉地区につきましては、もうそういう垣根をとっばらって神岡の金■（くず）の方から水道管を引っ張っていくという計画でおります。その他その様々な地域で一つの水源があって確立されておれば、例えば戸地谷地区でもすぐ側がほかの地区であっても、それはその距離と効率の問題で水源さえ、水さえあればどんどん拡張していく、それは合併の効果ではないかと、そういうことはどんどんこれからもやらせていただきたいと思います。

それから議員おっしゃいますけれども、50年かけてここまできた大曲の上水道です

よ。そうやって少しずつ広げてきながら加入者を増やして、こうやってきてその若干のその建設の剰余金を積み立てながらやってきたのが上水道の経営ということを一とつご理解を願いたいと思います。今、急にできたものではありません。ですから、少し効率の悪い不便なところにも上水道単独で延ばせるところまできているということでもありますので、ご理解を願いたいと思います。

- 議長（児玉裕一君） 次に、2つ目の質問について再質問ありませんか。はい、2番。
- 2番（佐藤文子君） 住宅リフォームの問題ですけれども、答弁の中にもありました。いろいろ県議会でのいろいろな動向も見ていくというふうなこともありましたけれども、佐竹知事もかなり前向きな答弁をされているようで、非常に経済効果の上がる方法だというふうに答弁されているようで、これが県の自治体向けの支援事業として是非ともできることを願っているわけですけれども、いずれそれができる見通しがあってもなくても経済効果として非常に上がっているんだという、その中身が非常にやっぱり町の業者が活用できる内容になっているというふうなことだと思うんです。例えば三種町などでは増築・改築はもちろんありますけれども、修繕工事として土台、柱、屋根の修繕、補修工事、こういうのもありますし、台所、浴室、または便所を改修する工事、間取りの変更、模様替えを行う工事、こういったふうなことなどもあります。断熱改修工事、気密改修工事、こういった非常に使い勝手の良い近場の業者さん、木工所さんなども利用できる内容になっているわけで、これが非常に経済効果を生み出し、また、市内の労働者の仕事の場所を多くつくっているというふうなこと、ひいては経済効果が非常に上がっているというふうなことになるわけですので、是非ともお隣横手市の例を挙げましたけれども、こういった良いものは市長さん、子育てについては、もう本当先んじていろいろ率先した施策を講じていらっしゃるわけですので、こうした今一番必要なやっぱり経済対策というふうな面でのこういった事例は大いに学んで実践すべきだというふうに申し上げたいと思います。是非とも再検討をというふうなことで、これに対する答弁があるようであればお願いしますが、これは私の強い意見とお願いということで述べさせていただきます。
- 議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。中嶋建設部長。
- 建設部長（中嶋喜代博君） 先程答弁でもお答え申し上げましたとおり、県の動向をきちっと注視しながら、このリフォームの対応について検討してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉裕一君） 再々質問ありませんか。

○2番（佐藤文子君） ありません。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 3時11分 散 会